事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-01	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高年者クラブ助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	佐々木	内線	2661

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-03-01	高年者クラブ助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 33 （ 1958 ） 年度	根拠法令等	・荒川区高年者クラブ助成金交付要綱 ・荒川区高年者クラブ連合会助成金交付要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	01	高齢者の社会参加の促進

目的	区内各地域において、ボランティアや健康増進等の活動を行っている単一高年者クラブ及び高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、その運営費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資する。
対象者等	高年者クラブは、概ね60歳以上の者30人以上により構成される。連合会は、区内単一高年者クラブで構成する。
内容	(1)単一高年者クラブへの助成　※クラブ数は59団体(令和8年4月1日現在) ・基本助成金【人数割】(区分は以下のとおり)　・特別助成金１団体あたり年額50,000円【一律】 10名増毎に月額1,000円増額、全13段階区分①30～40人 月額20,000円 ②41～50人 月額21,000円 ③51～60人 月額22,000円 ④61～70人 月額23,000円 ⑤…中略…⑬151名以上 月額32,000円 (2)連合会への助成　5,602,000円(令和8年度) ①高年者クラブ連合会事務費補助3,622,000円 ②交流交際費補助900,000円③会長研修会補助380,000円④運動会補助400,000円 ⑤女性部活動補助100,000円⑥社会教養・文化交流会等200,000円 *社会福祉協議会・東京都老人クラブ連合会からの補助もあり (3)高年者社会奉仕団助成金100,000円（チューリップ花壇整備等） (4)高齢者スポーツ普及事業委託料239,000円（ＮＰＯ高年者クラブ連合会へ委託）
経過	・単一クラブには昭和33年度から、連合会には昭和37年度から助成 ・平成10年度　それまで社協が実施していた特別助成金を高齢者福祉課に移管した。 ・平成12年度　高年者クラブに係る小規模補助金を統合（旧社会奉仕団助成事業補助金等） ・平成14年4月 荒高連がＮＰＯ法人格取得。特別助成金を１団体あたり年額80,000円とする（1万円減） ・平成21年4月『運営基準(会員)』『連合会運営基準(活動について)』一部改正 ・平成25年度　単一クラブに対する助成金（基本助成金・特別助成金）の改正及び交流交際費の新設 平成24年度まで①100人以下月額21,000円②101～150人月額22,000円③151～200人月額23,000円 ④201人以上月額24,000円　特別助成金1団体あたり年額80,000円 ・令和6年度　単一クラブに対する助成金（基本助成金）の改正 R5年度まで①50人以下月額20,000円②51～100人月額22,000円③101～150人月額24,000円 ④151人以上月額26,000円　特別助成金1団体あたり年額50,000円
必要性	区内各地域において、社会奉仕、友愛及び健康増進等の活動を行っており、韓国済州市との国際交流など、区の交流事業にも貢献している。単一高年者クラブ及び連合会の活動に対し、運営費の一部を助成することにより、地域の活性化と高齢者福祉の向上に寄与しており必要性は高い。
実施方法	（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 高齢者スポーツ普及事業については、ＮＰＯ法人荒川区高年者クラブ連合会へ委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	クラブ数	69	66	63	59	80	各年度4月1日現在
②	会員数（人）	4,826	4,582	4,259	3,894	7,308	各年度4月1日現在
③	加入率（%）	7.97	7.55	7.02	6.38	12.0	会員数÷60歳以上人口×100

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	各クラブの活性化を図るため、引き続き推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	28,625	27,851	28,012	28,041	27,282	27,744	26,888
決算額（8年度は見込み）	21,716	22,813	24,171	25,627	25,168	24,184	26,888

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	ｸﾗﾌﾞ数(4月1日現在)	75	73	70	69	66	63	59
	会員数(4月1日現在)	5,891	5,485	5,046	4,826	4,582	4,259	3,894

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
旅費	随行旅費	5	旅費	随行旅費	4	旅費	随行旅費	5
需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	8	需用費	消耗品費	8
委託料	スポーツ普及事業委託	238	委託料	スポーツ普及事業委託	239	委託料	スポーツ普及事業委託	239
負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	24,918	負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	20,646	負担金補助等	単一クラブ、連合会助成	26,636

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	3,612	4,087	475	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	250	252	2	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,281	2,173	▲ 108
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	24,918	23,933	▲ 985	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,281	2,173	▲ 108
	賞与・退職給与引当金繰入額	293	422	129	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,792	▲ 26,521	271
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	29,073	28,694	▲ 379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,792	▲ 26,521	271
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 26,792	▲ 26,521	271

備考	
	補助費等は、荒川区高年者クラブ連合会及び単一クラブに対する補助金である。 東京都から老人クラブ助成事業補助金を交付されているが、令和7年度は会員数の減少に伴い交付額が減少している。

問題点・課題	
	○会員数が減少傾向にあるクラブが多く、新規会員の獲得が課題となっている。75歳以上の会員が多い一方で70歳未満の比較的若年層の会員の加入が少ない傾向にある。クラブの会長や役員等の後継者不足により、クラブの継続が困難で廃止となるクラブも出ている。 ○各高年者クラブが年間を通して、様々な交流イベントや社会奉仕活動等を円滑に開催し、新規会員の獲得につなげられるように支援する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、区ホームページや区報など多様な広報媒体を活用して活動内容を広く周知し、会員加入促進に向けた支援を行う。	区報や区ホームページに、芸能大会や軽スポーツなどの活動内容や会員募集のチラシを掲載し、会員加入促進に向けた周知を行った。	引き続き、区報や区ホームページなど多様な広報媒体を活用し、活動内容を広く周知し、会員加入促進に向けた支援を継続する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	助成基準を細分化している区(30人～300人以上）：17区、 会員数に応じた助成額設定の区：千代田・新宿・品川、 細分化かつ会員数に応じた助成額設定の区：目黒、　一律助成（1クラブ月額22,800円）：渋谷区								

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-02	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者生きがい事業補助（シルバー大学）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	吉村	内線	2661

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-03-02	高齢者生きがい事業補助

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 12 （ 2000 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者生涯学習団体補助金交付要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	01	高齢者の社会参加の促進

目的

高齢者の教養文化活動を奨励するため、高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等の文化活動を行う民間団体に対し、その運営経費の一部を助成することにより、高齢者の知的活動と新しい仲間との出会いを促進し、活気に満ちた健康で文化的な生活の実践を支援する。

対象者等

シルバー大学

内容

荒川区高齢者生涯学習団体補助金
・補助対象経費
　事務職員の賃金，備品購入費，消耗品費，郵送料，電話料金，旅費，修繕費，会場使用料，会場設備使用料
・補助金交付額
　教室受講者延人数と補助対象経費に応じて、最大180万円まで

経過

H12年度　新規事業として開始
H14年度　補助金交付要綱一部改正
・対象団体　会員数200人以上→50人以上　事務職員を配置している→配置又は事務局を設置している
・対象経費　事務職員の賃金→事務職員の賃金又は事務処理上の経費
・補助額　会員数に応じて80万円まで→会員数に応じて160万円まで
H17年度　交付要綱一部改正
・補助率見直し（一律1／2）・補助額見直し（教室受講者延人数に応じて120万円まで）
H19年度　交付要綱一部改正・教室受講者延人数に応じ補助対象経費が240万円を超える場合は160万円
R８年度　交付要綱一部改正
・対象経費の拡大（職員賃金支払の有無条件を廃止・修繕費、会場使用料及び会場設備使用料を追加）
・教室受講者延人数に応じて補助対象経費が360万円を超える場合は180万円

必要性

高齢者の社会参加や教養文化活動の奨励は、高齢者が生き生きと充実した生活を送るうえで非常に重要なことである。高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等を行う団体にその運営経費の一部を助成することは、高齢者の生きがいづくりの機会拡大につながり、必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

団体の教養文化活動に要した経費の一部を補助する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	補助対象団体の会員数（人）	731	709	712	719	1,000	各年4月1日現在
②	加入率（%）	1.21	1.17	1.17	1.18	1.5	会員数÷60歳以上人口×100
③	開催教室数（教室）	36	37	38	38	42	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	会員数の拡大に向け、活動等の周知を図るとともに、魅力的な講座や活動が展開されるよう継続していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,960	1,973	1,962	2,068	2,178	1,981	2,188
決算額（8年度は見込み）	1,866	1,846	1,935	1,868	1,882	1,880	2,188

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	補助団体数	1	1	1	1	1	1	1
	会員数(4月1日現在)	779	733	700	731	709	712	719
	教科数(教室数)(4月1日現在)	33(38)	32(37)	31(36)	31(36)	32(37)	33(38)	33(38)
	登録受講者数(4月1日現在)	1,244	1,145	1,044	1,159	1,135	1,169	1,178

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	物品修繕費	0	需用費	物品修繕費	0	需用費	物品修繕費	100
委託料	清掃	105	委託料	清掃	280	委託料	清掃	288
負担金補助等	補助金等	1,777	負担金補助等	補助金等	1,600	負担金補助等	補助金等	1,800

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	1,445	1,635	190	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	106	280	174	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,066	1,066	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,777	1,600	▲ 177	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,066	1,066	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	117	169	52	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,379	▲ 2,618	▲ 239
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,445	3,684	239	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,379	▲ 2,618	▲ 239
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,379	▲ 2,618	▲ 239

備考

物件費は、シルバー大学で実施している陶芸教室の清掃業務に係る委託料である。
29年度までは高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金（1/2）の交付を受けていたが、30年度からは人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金（2/3）に移行した。

問題点・課題

〇高齢者の生きがい創出の選択肢の1つとして、より多くの高齢者に参加を促す必要がある。
〇大学の活動を広く周知するなどして、会員の獲得を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報や町会掲示板などを活用して活動内容を広く周知し、会員数の拡大に努める。	区報や町会掲示板を活用して活動内容を広く周知し、会員数の拡大に努めた。	区報及び町会掲示板などを活用し、引き続き活動内容を広く周知することで、会員数の拡大を図る。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 19 区　未実施 3 区　不明 0 区）

高齢者向け教室や大学を開設しているのは22区中19区。その多くが区の直営・指定管理・法人への業務委託等で運営を行っている。

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-03	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	シルバー人材センター管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	遠藤	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-05-01	シルバー人材センター管理運営

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 62 （ 1987 ） 年度	根拠法令等	シルバー人材センター事業補助金交付要綱、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	01	高齢者の社会参加の促進

目的

荒川区シルバー人材センターの事業に要する経費の一部を助成することにより、同センターの安定的な経営を確保し、もって高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、同センターの受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を充実させる。

対象者等

公益社団法人荒川区シルバー人材センター

内容

公益社団法人荒川区シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき自治体ごとに設置され、地域の高齢者が助け合いながら楽しく働くことによって、高齢者の就業を通して福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体であり、地域社会に密着した臨時的かつ短期的仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供している。

この人材センターの安定運営を確保するとともに、受注の拡大や会員拡大を行い、高齢者の福祉の向上をさせるため、区は、事業に要する経費の一部について補助金を交付している。

【令和7年4月1日現在の職員体制】
正職員6人、非常勤職員5人、臨時雇職員0人、就業機会創出員5人（会員）、受付業務2人（会員）、運転委託3人（会員）

経過

平成11年度より、荒川区立高齢者就業センター・荒川授産場・児童交通誘導業務の管理運営を委託。平成11年度～13年度の間、事務の移行を円滑に進めるため区職員を派遣し、事務局職員体制の強化を図った。

平成11年度　区派遣職員　3人　事務局長（課長職）・次長（係長）・職員（事務職）
平成13年度　区派遣職員　1人　次長（係長）
平成14年度　14年4月1日公益法人派遣法施行に伴い、区職員の派遣を廃止
平成17年度　経営基盤強化補助を追加（単年度）　3,734,000円
平成23年度　公益社団法人化
令和 7年度　「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律」（フリーランス新法）の施行に伴い、同法の目的・趣旨等を踏まえた形に契約方法が見直された。

必要性

健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、その知識、経験、能力を活かして働く機会の確保に努め、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与しており、職員体制の充実を支援する必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

区は荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に掲げる補助対象経費について補助し、都補助対象分について都に請求・受領する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	就業実人数（人）	1,258	1,229	1,180	1,413	1,500	
②	受託件数（件）	6,391	6,011	5,847	6,476	7,000	
③	全体の契約金額(千円)	738,478	756,036	691,727	777,610	800,000	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	シルバー人材センターの安定運営及び高齢者の就業充実のため、継続していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	52,208	47,516	48,695	48,005	49,244	53,316	56,517
決算額（8年度は見込み）	49,807	45,260	44,244	46,110	46,878	52,390	56,517

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	受託件数（件）	6,785	6,865	6,729	6,391	6,011	5,847	6,476
	契約金額(千円)	670,993	711,440	729,817	738,478	756,036	691,727	777,610
	就業延べ人数(人)	220,440	239,068	240,705	235,600	228,551	211,190	246,840
	就業率（%）	76.8	81.2	76.5	77.6	75.4	74.9	78.7

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	管理運営助成費等	46,878	負担金補助等	管理運営助成費等	52,390	負担金補助等	管理運営助成費等	56,517

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	1,806	2,044	238	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,495	12,495	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	46,878	52,390	5,512	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,495	12,495	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	146	211	65	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 36,335	▲ 42,150	▲ 5,815
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	48,830	54,645	5,815	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 36,335	▲ 42,150	▲ 5,815
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 36,335	▲ 42,150	▲ 5,815

備考	補助費等の内訳は、荒川区シルバー人材センターへの補助金が52,340千円、全国シルバー人材センター事業協会賛助会員会費が50千円となっている。都支出金は東京都シルバー人材センター事業補助金の12,495千円である。
問題点・課題	○受注件数拡大には新たなニーズに対応することが求められるため、運営する法人と更に連携を深める必要がある。 ○多様な働き方が求められており、求めに応じられるよう仕事の創出に対して支援する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図る。	補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図った。	引き続き補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図るとともに、受注拡大に向けた支援を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-04	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務 ○ 人事
事務事業名	荒川授産場管理運営	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	遠藤	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	荒川授産場事務費
	01-01-02	営繕費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 55 （ 1980 ） 年度	根拠法令等	社会福祉法・生活保護法・荒川区立荒川授産場条例・荒川区立荒川授産場規則・要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	01	高齢者の社会参加の促進

目的

一般の企業に就職することが困難な高齢者や生計困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいづくりに寄与するとともに、生活安定の一助とする。

対象者等

就職の困難な者で、次のいずれかに該当する者
（1）60歳以上の者　（2）生計困難者　（3）その他区長が適当と認めた者

内容

1　実施内容　一般の企業に就職することが難しい高齢者や生計困難者に対する設備と仕事の提供。
（箱折り、シール貼り、鉛筆を箱に詰める作業など）
※生計困難者の利用資格は、利用申込者の属する生計中心者の収入について、地方税法に規定する市町村民税の所得割が90,000円未満であること。
2　定員　29名（令和8年3月末現在の利用者数 9名）
※平成19年度以降、利用者の高齢化、希望者の減少、仕事の持ち帰りの安全確保の理由から、場内作業のみとしている。
3　利用時間　午前9時～午後4時（月～金）※土、日、祝日、GW、お盆、年末年始は休業
4　その他　毎月2回嘱託医による問診・血圧測定を実施。
団体登録をしている高齢者団体等に対し、会議室の貸出を行う。

経過

昭和55年3月1日	東京都から事務移管（施設所在地　荒川区東尾久5丁目45番11号） 旧授産場譲渡を受ける。（20年間の用途指定あり）
平成11年度	授産場の管理運営の一部をシルバー人材センターに委託。同時に、高齢者就業センター内（現所在地）に移転。旧施設は当分の間授産場倉庫として使用。
平成13年度	区派遣事務職員廃止、シルバー人材センター非常勤職員が対応。
平成14年度	区派遣職員　場長（シルバー人材センター次長、就業センター所長兼務）廃止
平成18年度	就業センター廃止に伴い会議室を加える。 指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター）
平成21年度 ～令和5年度	指定管理者を5年間ごとに延長する。
令和 6年度	指定管理者を5年間延長する。（令和6年度～令和10年度まで）

必要性

授産場において、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に仕事を提供することは、健康の保持や生きがいづくりに寄与するとともに、生活安定の一助となる。
利用者の高齢化や雇用状況を踏まえ、今後の検討を行う。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指定管理者である公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	場内利用者数（年間実働人員）	103	72	102	86	180	月×実働人数
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	本施設の目的に鑑み、引き続き安定的な運営を図る。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	24,050	18,405	20,621	56,202	22,987	25,458	33,817
決算額（8年度は見込み）	20,692	17,078	19,801	48,824	19,441	24,415	33,817

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
場内利用者数(年間実働人員)	206	176	131	103	72	102	86
場内利用者数(年度末見込み)	17	14	10	7	6	9	7
平均月額支払工賃(1人当たり、円)	21,571	19,045	22,454	28,293	38,519	34,310	24,024

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	指定管理料委託料	19,427	委託料	指定管理料委託料	24,401	委託料	指定管理料委託料	25,197
使用料	AEDリース料	14	使用料	AEDリース料	14	使用料	AEDリース料	14
						家屋等修繕費	施設内照明のLED化	8,606

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	1,806	2,044	238	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	19,441	24,415	4,974	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	18,009	18,009	0	その他	7,027	10,511	3,484
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,027	10,511	3,484
賞与・退職給与引当金繰入額	146	211	65	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 32,375	▲ 34,168	▲ 1,793
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	39,402	44,679	5,277	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 32,375	▲ 34,168	▲ 1,793
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 32,375	▲ 34,168	▲ 1,793

備考

行政費用の物件費は指定管理料に24,401千円、AEDリース料に14千円である。行政収入のその他には授産施設事務費が計上されているが、7年度は利用者数が増加したことに伴い、収入が増加している。

問題点・課題

〇安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める必要がある。
〇利用者の高齢化等により、近年、利用者数が減少傾向にある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める。また、今後のあり方について検討していく。	他部署との連携を図り、受注先の開拓に努めた。	引き続き、安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める。
②	引き続き、新規利用者の獲得に向け、区施設でのチラシ配布や生活福祉課と連携した取り組みを行っていく。	授産場の案内チラシを区施設で配布するとともに、生活福祉課を介して生活保護受給者へ事業案内を行った。	引き続き、新規利用者の獲得に向け、区施設でのチラシ配布や生活福祉課、関係機関と連携した取り組みを行っていく。
③			

他区の実施状況

（実施 3 区　未実施 19 区　不明 0 区）

中央区、渋谷区、北区
※江戸川区は平成20年度末、板橋区は平成23年度末、足立区は令和4年度末で廃止。

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-05	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	民間賃貸住宅活用事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	遠藤	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-12	民間賃貸住宅活用事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 19 （ 2007 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	05 高齢者の住まいの確保

目的	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、更に住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図る。
対象者等	区内に1年以上居住している高齢者のみの世帯（家賃助成は2年以上居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者のみの世帯、昭和56年以前の住居等または立ち退きを求められている方）で条件に該当した場合に保証料及び家賃等の差額を助成する。（所得制限有）
内容	【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】 ①転居先入居支援　②債務保証料助成（保証会社を利用した場合の保証料：初回保証料は月額家賃の50%で50,000円まで、更新料は10,000円） 【高齢者住み替え家賃等助成事業】 ①家賃助成（転居前家賃と転居後家賃の差額で月額40,000円を限度）　②転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分限度・仲介手数料：家賃助成額の1月分限度）　③転居費用（40,000円を限度）　④契約更新料（賃貸借契約の更新時に家賃助成額の1月分） 【高齢者住宅契約貸主助成事業】 ①貸主が加入する以下の費用を補償する保険料を助成（片付け費用、葬儀費用、居室内修繕費用、清掃費用、空き家となったことによる家賃損失費用：年度ごとに一戸当たり15,000円を限度）
経過	【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】平成19年10月1日　事業開始 平成28年2月1日 賃貸保証機構（現在は全国保証機構）との協定により「緊急連絡先」「転居」要件廃止、新たに物件探し支援開始 【高齢者住み替え家賃等助成事業】平成21年5月1日　事業開始 （平成3年4月～19年3月　いわゆる地上げによる立ち退きで住宅に困窮する高齢者に援助策を実施） 平成22年9月1日　対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。 【高齢者住宅契約貸主助成事業】平成28年8月1日　事業開始 令和6年4月1日～　次の入居者が決まるまでの空室期間や家賃を値下げした場合の「家賃損失費用」を補償する保険料を補助対象項目に追加
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高く、経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅に居住するためには支援が必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 窓口で相談シートの記入を依頼し、協定先の全国保証機構と物件探しを行う。その際に保証会社を利用した補助対象世帯の保証料を助成し、住み替え家賃等の対象世帯に家賃助成を実施する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	民間賃貸住宅入居支援補助件数（件）	14	16	20	25	35	各年度3月末現在
②	住み替え家賃等助成件数（件）	27	23	26	27	40	各年度3月末現在
③	物件探し相談件数（件）	61	54	68	75	80	各年度3月末現在

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上と居住空間の確保のため引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	11,573	12,483	11,790	10,957	8,483	10,650	12,462
決算額（8年度は見込み）	9,530	8,579	9,529	9,223	8,113	9,054	12,462

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
民間賃貸住宅入居支援事業（千円）	215	216	187	206	190	302	370
住み替え家賃等助成事業（千円）	9,315	8,363	9,342	9,017	7,923	8,752	12,017
住宅契約貸主助成事業（千円）	0	0	0	0	0	0	75

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	190	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	302	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	370
	住み替え家賃等助成事業	7,923		住み替え家賃等助成事業	8,752		住み替え家賃等助成事業	12,017
	住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	75

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	2,167	2,452	285	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	8,113	9,054	941	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	176	253	77	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,456	▲ 11,759	▲ 1,303
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	10,456	11,759	1,303	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,456	▲ 11,759	▲ 1,303
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,456	▲ 11,759	▲ 1,303

備考

7年度補助費の内訳は、入居支援事業が302千円、住み替え家賃助成事業費が8,752千円である。

問題点・課題

○実績が低調となっている一部の事業について、見直しを検討する必要がある。
○住み替え家賃等助成事業については対象要件が限定されているため、住宅相談件数に対して実績が伸びていない。
○年齢や保証人がいない等の理由により、転居先の確保に時間を要する方が一定数見受けられる。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	実績が低調となっている事業について課題を整理するとともに、関係機関との連携を強化し入居支援に繋げる。	居宅支援協議会での周知や他部署との連携を強化し、支援対象者の状況に応じた入居支援を行った。	実績が低調となっている高齢者住宅契約貸主助成の更なる周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、入居支援の充実を図る。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

・民間賃貸住宅入居支援事業　22区
・住み替え家賃等助成事業　20区
・住宅契約貸主助成事業　4区

議会質問状況（要旨）

令和05年06月会議　住宅貸主助成事業の補償内容について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-06	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	森川	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-02	理美容サービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 51 （ 1976 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者理美容サービス券支給事業実施要綱	
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、カット＆ブロー等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。
対象者等	区内に住所を有する、要介護4又は5と認定された65歳以上の在宅高齢者。 その他、区長が認めた者。
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：カット及びブロー、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。 受給者がサービス券を利用して理美容サービスを受けるときは、本人負担額として1回につき2,000円を支払う。 前年度末の受給者で引き続き対象者には毎年4月上旬にサービス券6枚を郵送する。4月以降の新規認定者は、申請月に応じ以下の枚数を支給する。 (1) 4月・ 5月の認定者 6枚 (2) 6月・7月の認定者 5枚 (3)8月・9月の認定者 4枚 (4)10月・11月の認定者 3枚 (5)12月・1月の認定者 2枚 (6)2月・3月の認定者 1枚 経費内訳：区負担 5,000円、利用者負担 2,000円
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成 4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当り1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。 平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。 平成30年度 理・美容生活衛生同業組合荒川支部への委託へ切り替え。 平成31年度 消費税10%の導入及び他区の委託料等との比較により、委託料を3,050円から4,000円へ上げ、利用者負担を2,000円とする。 令和 6年度 理容サービス内容を「調髪・顔そり」→「調髪のみ」とする。 令和 7年度 委託料を4,000円から5,000円とする。
必要性	在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 発送等の事務は区が行い、サービス提供は理・美容生活衛生同業組合荒川支部に委託する

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
		指標の推移					
①	ｻｰﾋﾞｽ券支給枚数（枚）	1,635	1,808	1,801	1,996	2,000	
②	ｻｰﾋﾞｽ券利用枚数（枚）	328	321	317	414	530	
③	対象者数（人）	2,313	2,298	2,379	2,400	2,600	要介護4・5（各年度3月31日現在）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	利用者の利便性を高めながら、引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,752	1,563	1,550	1,461	1,496	2,048	2,135
決算額（8年度は見込み）	1,134	1,294	1,423	1,352	1,329	1,632	2,135

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	対象者	2,114	2,168	2,239	2,313	2,298	2,379	2,400
	希望者（継続者＋新規）	254	281	322	321	354	357	413
	支給枚数	1,277	1,455	1,601	1,635	1,808	1,801	1,996
	利用枚数	275	314	346	328	321	317	414

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	6
役務費	郵便料	43	役務費	郵便料	44	役務費	郵便料	59
委託料	事業費	1,284	委託料	事業費	1,585	委託料	事業費	2,070

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	1,329	1,632	303	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,485	▲ 1,812	▲ 327
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,485	1,812	327	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,485	▲ 1,812	▲ 327
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,485	▲ 1,812	▲ 327

備考	
	物件費には主に委託料が計上されている。７年度は利用枚数が若干減少したものの、委託料単価の増額のため、委託料は増加している。

問題点・課題	
	○在宅でサービスを必要としている対象者への周知を行い、利用者の増加を図る。 ○申請後、早い時期に入院や入所する方もいるため、利用券の発送は迅速に行う。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅でサービスを必要としている対象者へ事業の周知を引き続き行うとともに、申請があった際は迅速に利用券の送付を行う。	在宅でサービスを必要としている対象者へ事業の周知を行った。申請があった際は迅速に利用券の送付を行った。	介護保険課と連携し、在宅でサービスを必要としている対象者へ事業の周知を引き続き行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-07	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	小川	内線	2675

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 52 （ 1977 ） 年度	根拠法令等	紙おむつ購入費助成事業実施要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。
対象者等	荒川区に住民登録があり、介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、③入院中で①②に準じる方、④身体障害者手帳1・2級の方、⑤愛の手帳1・2度の方
内容	【紙おむつ購入券】　利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し） ・区と契約している薬剤師会又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 【紙おむつ代助成】紙おむつの持ち込みができない病院・施設等に入所している場合、または購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合に病院・施設等から請求された紙おむつ代のうち、購入券と同様の月額を上限として助成 ・4ヶ月ごとに利用者に、請求の案内を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 ・令和6年4月から月額7,800円（住民税非課税者）、月額3,900円（住民税課税者）に価格改正。引き続き額面の1割は自己負担。
経過	・平成 4年度　所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始 ・平成12年度　購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月　入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月　継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度　11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成20年度　要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度　非課税世帯についても一般会計から支出する。 ・平成26年度　介護保険の第2号被保険者も対象に追加。住民税課税者は限度額を3,000円とする。 ・令和4年4月　病院・施設がおむつを指定していることを証明する証明書の提出を不要とした。 ・令和5年4月　月額7,200円（住民税非課税者）、月額3,600円（住民税課税者）に価格改正。 ・令和6年4月　月額7,800円（住民税非課税者）、月額3,900円（住民税課税者）に価格改正。
必要性	高齢者や介護者の経済的負担軽減のために必要性が高い。
実施方法	（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ①購入券→3ヶ月ごとに郵送(前払い)。組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。 ②現金支給→4ヶ月ごとに領収書に基づき振込み(後払い)。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	利用者数（券・代含む）	2,739	2,795	2,879	2,965	3,862	
②	購入券延べ利用者数（人）	18,789	19,236	19,751	20,343	26,117	
③	おむつ代助成延べ件数（件）	3,544	3,540	3,532	3,497	6,000	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	経済的負担軽減の為に引き続き支援していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	110,741	106,009	104,400	126,840	135,703	138,103	142,301
決算額（8年度は見込み）	99,983	100,282	103,089	122,953	135,656	137,848	142,301

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	利用者数（券・代含む）	2,692	2,672	2,688	2,739	2,795	2,879	2,965
	購入券延べ利用者数	18,082	18,351	18,784	18,789	19,236	19,751	20,343
	おむつ代助成延べ件数	3,764	3,552	3,752	3,544	3,540	3,532	3,497

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	おむつ券・封筒印刷	279	需用費	おむつ券・封筒印刷	319	需用費	おむつ券・封筒印刷	332
役務費	郵便料	191	役務費	郵便料	196	役務費	郵便料	207
扶助費	おむつ購入助成	135,186	扶助費	おむつ購入助成	137,333	扶助費	おむつ購入助成	141,762

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	470	515	45	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	135,186	137,333	2,147	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 135,812	▲ 138,028	▲ 2,216
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	135,812	138,028	2,216	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 135,812	▲ 138,028	▲ 2,216
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 135,812	▲ 138,028	▲ 2,216

備考	扶助費に計上されているのは、利用者へのおむつ購入券支給及びおむつ代助成である。
問題点・課題	①推移をみると利用者は増減を繰り返し年間1,000件程度の新規申請に加え、病院や施設等の入退院(所)による異動も同程度発生している。今後高齢者の増加も想定され、事務簡素化の検討が必要である。 ②紙おむつは毎日利用する生活維持に必要な衛生用品であるため、今後も引き続き物価の高騰・下落にあわせた適正な助成額の設定について検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き物価高騰、下落にあわせた適正な助成額の設定について、事業者と協議を進める。	適正な助成額を設定するため、毎月物価の動向を確認し必要に応じて事業者と調整を行った。	引き続き物価高騰、下落にあわせた適正な助成額の設定について、検討する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	令和05年11月会議　第九期高齢者プランについて 令和07年02月会議　紙おむつ購入費助成について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-08	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	古崎	内線	

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-15-01	特別永住者等福祉給付金支給事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 22 （ 2010 ） 年度	根拠法令等	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住民登録を行った日から引き続き2年を経過し、大正15年（1926年）4月1日以前出生の方で、所得要件等に該当する方。
内容	○支給金額　　月額　15,000円 ○支給方法　　毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月までの4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。 ○平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。 ○現況届　　毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。
経過	在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。
必要性	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 受給資格者に年3回、4ヶ月分を本人の口座に振り込む。

指標		事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
指標	①	対象者数（人）	2	2	1	1	1	令和8年4月1日現在
	②	給付額（千円）	360	315	180	180	180	
	③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のため、引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	900	900	493	360	360	360	180
決算額（8年度は見込み）	615	540	420	360	315	180	180

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	対象者数	4	3	3	2	2	1	1

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	福祉給付金	315	扶助費	福祉給付金	180	扶助費	福祉給付金	180

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	315	180	▲ 135	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 471	▲ 360	111
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	471	360	▲ 111	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 471	▲ 360	111
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 471	▲ 360	111

備考	対象者の減少に伴い、扶助費が減少している。
問題点・課題	○対象者はかなりの高齢であるため、申請の漏れが無いよう周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、特別永住者等福祉給付金制度の周知を図っていく。	特別永住者等福祉給付金制度の周知を図った。	引き続き、申請の漏れがないよう、特別永住者等福祉給付金制度の周知を図っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区）
	豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区、北区(19年度）、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区、目黒区（22年度）台東区（23年度）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-09	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	遠藤	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 47 （ 1972 ） 年度	根拠法令等	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援

目的

長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生及び健康を保持する。

対象者等

65歳以上の在宅寝たきり高齢者で、介護保険の要介護4及び5の者のうち、寝具乾燥消毒が必要な方、及び要介護1から3の者で認知症の症状がある方

内容

・乾燥消毒　　11回／年
・水洗い　　1回／年
【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕1個
＜自己負担金＞
・利用者の負担は10%とする。令和8年度は乾燥消毒が715円（税込）、水洗いが1,815円（税込）。
・生活保護受給者は無料とする。
・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。

経過

○平成 4年度　ドライクリーニングから水洗いへの変更
○平成11年度　敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更
○平成12年度　自己負担金導入
○平成15年7月1日　訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更
○平成17年度　継続利用者負担軽減措置を廃止
○平成29年度　対象範囲の緩和（要介護1から3であっても必要な場合は対象とする）

必要性

寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図るために必要性は高い。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

区への申請に基づき、区が申請者に対して聴き取り調査を行った上で、専門事業者により水洗乾燥消毒を実施する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	対象者数（年度末現員）	18	23	20	30	23	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	在宅生活における環境衛生及び健康保持のため、引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	645	704	772	1,174	780	1,263	1,156
決算額（8年度は見込み）	371	597	682	318	390	789	1,156

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	対象者数	8	11	15	18	23	20	30
	乾燥消毒延べ人数	59	90	126	99	108	103	168
	水洗い延べ人数	7	7	13	12	17	11	15

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒委託	390	委託料	寝具乾燥消毒委託	789	委託料	寝具乾燥消毒委託	1,156

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	390	789	399	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 546	▲ 969	▲ 423
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	546	969	423	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 546	▲ 969	▲ 423
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 546	▲ 969	▲ 423

備考	物件費に計上されているのは委託料である。事業者の変更に伴い、委託料増となった。
問題点・課題	本事業を必要としている方の利用申請につなげるため、積極的に事業周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域包括支援センター等の関係機関と連携し、引き続き寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業の周知を図っていく。	介護保険決定通知送付の際に制度の案内を同封したほか、他のサービス申請時に、該当する可能性がある場合に案内を行った。	地域包括支援センター等の関係機関と連携し、引き続き寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業の周知を図っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	20	区	未実施	2	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-10	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	宮川	内線	2675

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-13	高齢者入浴事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 20 （ 2008 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者入浴事業実施要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	高齢者が、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できるようにすることで、高齢者の外出機会を創出し、孤立化防止や地域における交流ふれあいを促進する。あわせて、高齢者の健康・衛生の保持・増進や区内浴場の利用を促進する。
対象者等	区内在住・在宅で満65歳以上の者
内容	1　実施回数：平均週1回（年間52回程度） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生月の1日以降）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残週数毎1枚とする。 2　実施施設：区内18公衆浴場（令和8年4月1日現在） 3　本人負担：200円（区負担350 円） 4　委 託 先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5　実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。
経過	S57年度～満70歳以上のひとり暮らし高齢者で前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券（無料）」を配付 H20年度　高齢者入浴事業（「ふろわり200」・本人負担額200円）を実施 H21年度　所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 H26年度　26年7月から入浴料450円→460円(本人負担額に変更なし) H28年度　27年度末をもって「ふれあい入浴事業」を廃止 R元年度　元年10月から入浴料460円→470円(本人負担額に変更なし) R３年度　3年8月から入浴料470円→480円(本人負担額に変更なし) R４年度　4年7月15日から入浴料480円→500円(本人負担額に変更なし) R５年度　5年7月１日から入浴料500円→520円(本人負担額に変更なし) R６年度　対象年齢を満65歳以上に引下げ。6年8月1日から入浴料520円→550円(本人負担額に変更なし)
必要性	高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい・交流の創出とともに公衆浴場の利用促進を図る面からも必要である。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 1　浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。 2　事業者は年6回（6・8・10・12・2・4月）浴場組合に実績報告し請求する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	受給者数（人）	8,915	10,084	10,521	11,522	12,174	各年度3月31日現在
②	利用回数(延べ回数)	174,666	192,322	198,485	209,599	252,180	各年度3月31日現在
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて銭湯を拠点とした交流を促進する観点から引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	56,485	56,319	57,027	60,759	74,420	75,192	75,090
決算額（8年度は見込み）	50,581	51,622	54,623	56,247	66,896	71,050	75,090

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	対象者数(各年1月1日現在)	39,161	39,323	39,372	39,090	49,129	48,548	48,615
	受給者数(各年3月31日現在)	8,978	8,904	8,943	8,915	10,084	10,521	11,522
	利用者延べ回数(各年3月31日現在)	183,338	182,317	181,331	174,666	192,322	198,485	209,599

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	入浴カード、封筒	344	需用費	入浴カード、封筒	341	需用費	入浴カード、封筒ほか	461
役務費	郵送料	807	役務費	郵送料	847	役務費	郵送料	868
委託料	入浴事業ほか	65,745	委託料	入浴事業ほか	69,862	委託料	入浴事業ほか	73,761

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	66,896	71,050	4,154	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 67,052	▲ 71,230	▲ 4,178
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	67,052	71,230	4,178	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 67,052	▲ 71,230	▲ 4,178
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 67,052	▲ 71,230	▲ 4,178

備考	物件費の多くを占めるのは浴場組合荒川支部への委託料であり、7年度は利用件数の増加に伴い委託料も増加している。

問題点・課題	○区の社会資源である銭湯について事業目的を達成できるよう見守り支援員銭湯派遣事業だけでなく、入浴機会を捉えた銭湯の活用を検討する必要がある。 ○令和5年度に子宝湯が廃業するなど浴場が減少している状況である。 ○一部地域では浴場の減少により利用が困難になっているところもあり、隣接区の浴場の利用を可能にする等検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	隣接区の浴場の利用について、引き続き検討を進める。	隣接区の浴場の利用について荒川区浴場組合と調整を行う等検討を進めた。	隣接区の浴場の利用について、引き続き調整を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	文京区「シニア入浴事業」（65歳以上、年52枚、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間24枚、自己負担100円）など。

議会質問状況（要旨）	令和06年09月会議　ふろわり二〇〇について 令和06年11月会議　ふろわり二〇〇の近隣区との相互利用について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-11	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	小野澤	内線	2677

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-06	緊急通報システム事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 元 （ 1989 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間緊急通報システム事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野 I	生涯健康都市
	政策 02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策 03	高齢者の在宅生活の支援

目的	日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えているひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。
対象者等	原則として65歳以上の一人暮らし及び夫婦等の高齢者世帯（日中独居含む）であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている方。
内容	一人暮らし高齢者等が家庭内で急病等の緊急事態時に、機器又はペンダントの押しボタンを押すと、委託事業者の受信センターに通報され、状況に応じて受信センターが119番通報するシステム。119番通報と同時に、委託事業者の警備員が30分以内に利用者宅へ到着できる対応をとる。 【月額の自己負担額（H元年度～H29年度）】 ①疾病ありかつ非課税の方0円　②疾病ありかつ課税の方200円　③疾病なしかつ非課税の方200円　④疾病なしかつ課税の方500円 【月額の自己負担額（H30年度～R4年度）】 ①非課税の方0円　②課税の方200円　※疾病ありなしの区分を廃止した 【月額の自己負担額（R5年度～）】 ①非課税の方0円　②課税の方200円（固定回線有り）または300円（固定回線無し）③固定回線無し世帯の２人目以降追加利用の方0円（課税・非課税とも）　※固定回線無しの世帯での利用を開始
経過	○平成元年　消防庁直通方式にて、疾病のある方を対象に事業実施 ○平成22年度　新規･更新分から民間方式（人感センサー方式）を導入し消防庁直通方式の新規設置を終了 ○平成23年10月　疾病のない方にも対象要件を拡大、現在の自己負担額を導入 ○平成24年12月　消防庁直通方式から民間方式へ移行を開始 ○平成26年5月　生活リズム感知方式を導入 ○平成26年9月　消防庁直通方式利用者の終了とともに、協力員は終了 ○令和2年4月　緊急通報システム等自動通報制度改正により利用者から東京消防庁への承認手続き廃止 ○令和5年4月　固定電話回線が不要となる新たなサービスを導入
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。
実施方法	（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 区が申請を受け、実態調査を行った上で設置を決定する。委託事業者に設置および設置後の緊急対応を委託する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	設置台数	1,071	1,209	1,244	1,479	1,600	
②	搬送件数（件）	59	114	118	118	250	
③							

事務事業の分類 8年度	事務事業の分類 9年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	在宅高齢者の安全安心のために必要であり、見守り体制の強化を図るため、引き続き推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	32,328	28,633	31,047	32,564	41,095	44,491	47,673
決算額（8年度は見込み）	29,030	28,208	28,614	31,067	38,108	38,558	47,673

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	新規設置台数	142	145	146	358	416	771	312
	設置台数(民間・直通計)	1,071	985	928	1,071	1,209	1,244	1,479
	緊急通報協力員数	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	緊急通報システム委託料	38,077	委託料	緊急通報システム委託料	38,510	委託料	緊急通報システム委託料	47,673
役務費	郵送料	31	役務費	郵送料	48			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,695	5,313	618	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	38,108	38,558	450	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	25,938	29,304	3,366
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	25,938	29,304	3,366
	賞与・退職給与引当金繰入額	380	548	168	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,245	▲ 15,115	2,130
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	43,183	44,419	1,236	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,245	▲ 15,115	2,130
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,245	▲ 15,115	2,130

備考	
	物件費には緊急通報システムの委託料及び郵送料が計上されている。 行政収入の都支出金には高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金が計上されている。

問題点・課題	
	インターネット回線等電話回線が多様化しており、緊急通報システムを利用できる回線が限られていたため、設置に固定回線が不要となる新たなサービスを導入した。希望するすべての世帯に可及的速やかに順次設置していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、発報時の受信センターの対応の質の向上に努める。また、関係機関との連携を強化して事業の周知を図る。	利用者からの発報や問い合わせに関して、委託事業者が速やかに対応した。また、窓口等で事業の周知を図った。	関係機関からの意見を積極的に取り入れ、運用改善に活かす。また、事業の更なる周知を図り、利用促進を目指す。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	※固定回線不要なシステムを導入済みの区は１１区。								

議会質問状況（要旨）	
	令和05年11月会議　第九期高齢者プランについて 令和06年06月会議　一人暮らし高齢者への支援について 令和06年09月会議　緊急通報システムについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-12	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務 ○ 人事
事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	千葉	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-16	高齢者配食見守りサービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 5 （ 1993 ） 年度	根拠法令等	高齢者配食見守りサービス事業実施要領	
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的

自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行う。

対象者等

申請をした者のうち、次の基準にすべて該当する者①65歳以上の在宅の日中一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等②自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者③身体的状況等により、食事の調理ができずに栄養補給が十分できない者

内容

①本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。
②月～日曜日(週7日)の昼食を利用者の希望により配食する。(24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を廃止。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。)
③業者が利用者宅へ昼食用の弁当を届け、手渡しすることで日中の時間帯における利用者の安否を確認する。
④業者は安否確認時に異常があれば、事前に登録している緊急連絡先等へ連絡するとともに、区及び各地域の高齢者みまもりステーション又は地域包括支援センターに報告し、連携して対応する。また緊急時には救急車を要請する等、必要な対応をする。

経過

平成18年度　1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者に支払う仕組みに変更。
平成23年度　利用者負担額は業者設定の上、利用者に配付する献立表等に明記することとする。
平成25年度　配食日数の制限廃止をするとともに1件当たりの委託料を250円に変更。
平成26年度　消費税増税に伴い、1件当たりの委託料を257円に変更。
主食1種以上、副食3種以上で利用者負担額が520円以内の食事を1種類以上調整することとする。
平成31年度　10月1日からの消費税増税に伴い、10月以降の1件当たりの委託料を261円に変更。
令和6年度　人件費等高騰に伴い、1件当たりの委託料を270円に変更。

必要性

配食見守りサービスは、一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守りだけではなく、低栄養の状態を予防して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。

実施方法

（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

区はサービス利用に当たっての申請の受理、認定等を行う。業者は安否確認の際異常があれば緊急連絡先、区、高齢者みまもりステーション等へ報告をする他、緊急時には救急車等を要請する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	利用状況（延べ配食数）	91,292	94,624	92,068	93,099	75,000	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	高齢者の見守り及び低栄養状態予防のひとつの手段として、引き続き利用者の拡大を図る。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	21,626	23,384	25,858	24,772	26,193	26,706	25,291
決算額（8年度は見込み）	20,901	22,817	23,208	23,941	25,666	24,958	25,291

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	延べ配食数	79,728	87,071	88,561	91,292	94,624	92,068	93,099
	登録者人数	929	957	1029	806	832	872	850
	実利用者数	471	484	522	512	536	555	560
	配食事業者数	5	6	6	8	8	9	8

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	案内パンフレット	117	需用費	案内パンフレット	100	需用費	案内パンフレット	154
委託料	手数料	25,549	委託料	手数料	24,858	委託料	手数料	25,137

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	3,323	3,760	437	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	25,666	24,958	▲ 708	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,575	13,353	778
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,575	13,353	778
	賞与・退職給与引当金繰入額	269	388	119	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,683	▲ 15,753	930
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	29,258	29,106	▲ 152	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,683	▲ 15,753	930
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,683	▲ 15,753	930

備考	
	物件費の多くを占めるのは委託料であり、６年度と比較して配食数が減少したことに伴い、委託料も減少している。 都支出金は高齢者施策推進区市町村包括補助金である。

問題点・課題	
	○後期高齢者数の増加に伴い、利用者数及び配食数が今後も増加することが想定される。増加する配食数に対応できるよう、事業者、関係機関と区の間の連携を強化する。 ○利用者が安心して利用できるよう、配食業者の衛生管理の徹底を今以上に図って行く必要がある。そのため、翌年度に向け、業者選定の基準等の見直しを行っていき、既存業者の現状についても調査・分析を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者・みまもりステーション・区の意見交換会・試食会の実施を検討する。	意見交換会を実施した。利用者のニーズに合わせたメニューの提供・配食方法を検討することができた。	事業者・みまもりステーション・区の連携を深めるため、意見交換会の場を設け、改善策を検討・実施していく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	18	区	未実施	4	区	不明	0	区）
	実施区のうち、豊島区は当区のように委託の形態をとっておらず、配食事業者の紹介を行っている。足立区は令和６年１０月より委託の形態での実施がスタートした。								

議会質問状況（要旨）	
	令和05年11月会議　第九期高齢者プランについて 令和06年06月会議　一人暮らし高齢者への支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-13	戦略プラン	○ 協働	○ 業務	○ 財務 ○ 人事
事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	森川	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-07	交通安全杖支給事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 54 （ 1979 ） 年度	根拠法令等	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給する。
対象者等	満65歳以上の方で杖を使用しなければ歩行が困難な者。 支給済みの対象者でも３年を経過すれば再度支給可。
内容	［手続き］ ・申請を窓口で受付、必要性と支給要件を確認の上支給決定し、その場で杖を支給する。 本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。 ［杖の種類］ ・令和元年度まで Ｔ字杖（重量280ｇ～300ｇ程度、握りはウレタン樹脂製） Ｓサイズ（790㍉×19φ）Ｌサイズ（850㍉×19φ）Ｔサイズ（900㍉×19φ） ・令和2度より Ｔ字杖伸縮タイプ（重量300ｇ～320ｇ程度、グリップ・ストラップはポリプロピレン、シャフトはアルミニウム） サイズ、高さ（約730㍉～955㍉）、シャフト（上22φ・下19φ）
経過	・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管。 ・平成10年度　所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止。 ・平成14年度　交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入。 ・平成15年度　区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式の廃止に伴い、保険への加入を廃止。 ・平成16年度～区の直営で実施（以前は社会福祉協議会に委託） ・令和２年度　伸縮タイプに変更 ・令和６年度　所得制限を撤廃。また、支給済みの対象者でも３年を経過すれば再度支給可
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	交通安全杖支給数（本）	235	881	717	840	1,000	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援するために今後も継続する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	332	293	249	406	1,610	1,650	1,992
決算額（8年度は見込み）	157	245	248	364	1,550	1,139	1,992

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	支給者数	118	199	234	235	881	717	840

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	交通安全杖	1,550	需用費	交通安全杖	1,139	需用費	交通安全杖	1,992

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	1,550	1,139	▲ 411	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	803	855	52
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	803	855	52
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 903	▲ 464	439
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,706	1,319	▲ 387	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 903	▲ 464	439
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 903	▲ 464	439

備考	物件費は需用費に計上している杖の購入費用である。令和７年度は、支給数の減少に伴い、杖の購入数が減少したことにより、物件費が減少している。 東京都から高齢者施策推進区市町村包括補助事業として補助金を助成。
問題点・課題	○足腰が弱り始めた高齢者の外出支援助として、杖を使用できるよう周知する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域包括支援センター等の関係機関と連携し、引き続き交通安全杖の支給について周知する。	区報等への掲載、地域包括支援センター等の関係機関との連携を通じ、交通安全杖の支給について周知した。	関係機関と連携し、引き続き交通安全杖の支給について周知するとともに、事務の効率化に向けた検討を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区）
	杖とシルバーカーを支給　新宿・文京・台東・墨田・練馬・足立、杖を支給しシルバーカーを貸与　中央、シルバーカーのみ支給　板橋・江東・葛飾、江戸川 車椅子を貸与　１６区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-14	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	在宅介護者マッサージ事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	宮川	内線	2675

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-15	在宅介護者マッサージ事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 17 （ 2005 ） 年度	根拠法令等	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	在宅で介護している、区内在住の家族等介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。
対象者等	原則65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する区内在住の者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所している場合等は除外をする。
内容	在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して、無料マッサージ券（要介護者1人当たり年2枚）を支給する。 マッサージ事業委託先：荒川区鍼灸按マッサージ師会
経過	・平成18年度　要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。（試行的に単年度で実施） ・平成22年度　継続して実施することとなり、要綱を制定。 ・令和 2年度　要綱を改正。 在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して配付。 ・令和 8年度　荒川区鍼灸按マッサージ師会の登録事業者数が7店舗から6店舗に変更（休業中だった１店舗が脱会）。
必要性	在宅で介護している区内在住の家族等介護者の慰労及び心身リフレッシュを図るために必要である。
実施方法	（ 2ー部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	延べ利用者（人）	137	162	174	181	226	
②							
③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る一助になっており引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,195	1,045	962	947	947	1,045	1,082
決算額（8年度は見込み）	607	706	645	792	934	1,032	1,082

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	延べ利用者数	102	120	109	137	162	174	181
	対象者数	883	1,016	1,028	938	1,100	1,047	986

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用品購入	8	需用費	事務用品購入	21	需用費	事務用品購入	28
役務費	郵送料金	78	役務費	郵送料金	100	役務費	郵送料金	106
委託料	介護者マッサージ委託料	848	委託料	介護者マッサージ委託料	911	委託料	介護者マッサージ委託料	948

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	144	163	19	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	934	1,032	98	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	12	17	5	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,090	▲ 1,212	▲ 122
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,090	1,212	122	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,090	▲ 1,212	▲ 122
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,090	▲ 1,212	▲ 122

備考	物件費の多くを委託料が占めており、7年度は利用件数の増加に伴い委託料も増加している。
問題点・課題	事業を委託している「荒川区鍼灸按マッサージ師会」の登録事業者数は現在6店舗であり、地域に偏りもあるため、契約の相手方について検討の必要がある。登録事業者数の増加が困難な場合は別のケアサービスも検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、本事業を利用できる店舗を増やせるよう受託者に要望していく。	引き続き、本事業を利用できる店舗を増やせるよう、登録事業者の増加について受託者に要望した。	引き続き、本事業を利用できる店舗を増やせるよう受託者に要望するとともに委託先の拡大を検討する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区）
	中央区：申請制で10,000円×3枚の食事券・マッサージ券又は旅行券を選択。台東区：申請制で1,000円×5枚のマッサージ券又は鮨券を選択。墨田区：申請制で4,000円×2枚のマッサージ券。江東区：申請制で年間6枚のはり・灸・マッサージ券。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-15	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	竹下	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-16-01	高齢者みまもりステーション運営事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（○ 8年度　○ 7年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　23　（　2011　）年度	根拠法令等	荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱
終期設定	○ 有　● 無　（　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I　生涯健康都市
	政策	02　高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03　高齢者の在宅生活の支援

目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムや、配食見守りサービスなどを区民に周知する専門スタッフを配置することにより、みまもりネットワーク事業を推進し、在宅高齢者の安全、安心を確保する。

対象者等

原則として65歳以上の者及びその家族等

内容

みまもりネットワーク事業の推進の核となる機関として、次の業務を行う。
1　総合相談、実態把握及び安否確認
（1）在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成）
（2）戸別訪問や電話連絡による安否確認
（3）介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介
2　みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援
（1）ネットワークの構築及び強化
（2）戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言
（3）見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨
3　緊急通報システム事業や配食見守りサービス事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握
4　その他、熱中症予防啓発等、高齢者の見守りに関して必要と認められる業務

経過

平成23年 7月　区内5か所に高齢者みまもりステーションを設置
　　設置地区…南千住（東部）・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）
平成25年10月　尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設
平成27年 8月　南千住西部地区に増設（全8か所となる）
平成30年 4月　地域包括支援センター（以下「センター」という。）との連携強化のため、センターと高齢者みまもりステーションを統括するセンター長を配置

必要性

高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、センターの相談支援業務を補完するとともに、地域のネットワーク構築、みまもりの担い手育成等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高い。

実施方法

（3委託　）　（直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員　）

センターに併設し、センターの運営法人に委託。原則相談員1名、非常勤相談員1名（ともに原則として社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）の計2名を配置。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	新規登録者数（人）	1,002	1,057	883	840	1,618	4月～3月新規登録者数
②	みまもり名簿登録率（%）	17.5	17.8	17.7	17.7	21.5	75歳以上の登録率
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
重点的に推進	重点的に推進	安否確認や実態把握のほか、高齢者の見守り拠点として関係機関との連携を図るなど重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	91,280	91,280	91,280	91,280	88,880	91,280	105,072
決算額（8年度は見込み）	81,787	88,032	86,432	91,280	88,327	86,292	105,072

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見守り活動を行った対象者の実人数（人）	13,479	11,419	10,913	11,409	11,623	10,440	10,440
相談員による見守り戸別訪問件数（件）	5,484	4,606	4,422	5,702	5,331	3,852	3,852

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	88,327	委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	86,292	委託料	高齢者みまもりステーション運営事業	105,072

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	5,417	4,905	▲ 512	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	88,327	86,292	▲ 2,035	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	40,400	59,248	18,848
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	40,400	59,248	18,848
賞与・退職給与引当金繰入額	439	506	67	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 53,783	▲ 32,455	21,328
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	94,183	91,703	▲ 2,480	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 53,783	▲ 32,455	21,328
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 53,783	▲ 32,455	21,328

備考

物件費の減少は、高齢者みまもりステーション運営事業における配置人員の欠員に伴う、委託料の減少によるものである。

問題点・課題

〇住民の多様化に伴い、サロン等に参加のない高齢者へのアプローチを推進し、多機関及び多職種と連携を図りながら多方面でのネットワーク構築が必要である。
〇多様な世代にステーションの役割を周知し、地域による見守りの必要性について理解を深めていく必要がある。
〇高齢者人口及び独居高齢者の増を見込み、見守りネットワークサービスを効果的に実施するための見直しを行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サロン等に参加のない高齢者のアウトリーチを推進し、関係機関との情報共有を通じて多方面からネットワーク構築を図る。	多職種連携をはじめ、地域の関係機関との連携を強化するため、積極的に関わりを持つよう工夫し、顔の見える関係性づくりに取り組んだ。	広く広報誌の配布を行えるようネットワークの構築を図るとともに、手に取ってもらえるよう広報の見直しや工夫を行う。
②	様々な周知機会を活用し、多様な世代にステーションの役割を周知するとともに、見守りの必要性に関する意識啓発に取り組む。	荒川福祉まつりの出展を通じて、高齢者向けサービスの周知及び見守りネットワークの認知度調査に取り組んだ。	積極的に活動の場に出向き、ステーションの役割を周知するとともに、地域の「見守り合い」について意識啓発に取り組む。
③	高齢者人口及び独居高齢者の増加等を見込み、みまもりネットワークサービスをさらに効果的に実施するための見直しを図る。	みまもりネットワーク全体の課題を整理し、「高齢者の見守り」について社会情勢等を踏まえながら具体的な検討を進めた。	高齢者の孤独死防止・地域住民との繋がりの希薄化等を踏まえ、地域におけるステーションの機能について具体的な検討を進める。

他区の実施状況

（実施 11 区　未実施 11 区　不明 0 区）

高齢者見守り相談窓口設置事業実施区
墨田、豊島、港、品川、足立、中野、江戸川、練馬、葛飾、千代田区、文京区
未実施区では地域支援事業（地域包括支援センター）にて実施

議会質問状況（要旨）

令和06年06月会議　一人暮らし高齢者への支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-16	戦略プラン	● 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	竹下	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-11	高齢者みまもりネットワーク事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（○ 8年度　○ 7年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　23　（　2011　）年度	根拠法令等	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無　（　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	区、地域、高齢者みまもりステーションが相互に連携して高齢者を見守る活動のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備する。これにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をした者 ①高齢者のみで構成される世帯の構成員②日中高齢者のみとなる世帯の方で、見守り等が必要な方③認知症や障害等を有する者と同居している高齢者で、見守り等が必要な方④その他区長が必要と認めた方
内容	（1）みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 （2）広報及び普及啓発の活動の実施 （3）みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等（町会・自治会、民生委員、警察、消防、社会福祉協議会、その他区長が認めた団体及び事業者等（以下「関係機関等」という。））へのみまもり名簿の提供 （4）高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 （5）緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 （6）緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、救急医療情報キット配付事業 （7）区のイベント等において、見守り活動の事例紹介やみまもりネットワーク及び高齢者みまもりステーションについて、幅広い世代に向けた周知を実施
経過	平成13年度　本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度　同事業の実施地域を区内の全地域に拡大 平成23年度　目的の類似する既存事業の統合・整理を行い、本事業を開始 平成28年2月　電磁調理器等助成開始：令和元年度末までの時限事業 （申請累計件数845件　令和元年12月末現在） 平成30年7月　冷房機等購入等助成開始：平成30年度のみの事業であったが、フォローアップのため令和元年度についても実施しそれをもって事業終了 令和6年　みまもりネットワーク事業加入者全てに救急医療情報キットを配付開始。 令和7年　ひと声運動の実施方法の見直し
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して、地域でのみまもり、民生委員によるみまもり、専門的なみまもりの３つのみまもりにより、平時からの声掛け、安否確認を行うとともに、災害時の避難援助、救援活動の備えとなる本事業は必要性が高い。
実施方法	（1直営）　（直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員） 見守りを希望する高齢者の情報をみまもり名簿に登載し、各関係機関等と情報共有するとともに、対象者へ声掛け・見守りを行い、緊急時の迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等に活用する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	登録者人数（人）	5,241	5,430	5,448	5,518	5,300	年度末時点の人数
②	登録率（%）	10.6	8.9	11.2	11.2	10.5	65歳以上の登録率
③	孤独死数（人）	10	3	6	6	0	みまもり登録者のうち75歳以上の孤独死数

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
重点的に推進	重点的に推進	単身独居高齢者など、日頃からみまもりが必要な方の加入を増やすため、多様な世代の方や地域の方にみまもりネットワーク事業の取組みを周知していくなど引き続き重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	9,726	4,279	2,835	3,163	5,450	2,579	5,253
決算額（8年度は見込み）	7,709	2,817	2,393	2,026	4,865	1,629	5,253

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	登録者人数	4,962	4,995	5,244	5,241	5,430	5,448	5,518
	ひと声運動対象者延べ人数	9,065	9,095	9,121	9,318	9,436	7,738	7,738
	救急医療情報キットの配付数	653	791	986	1,059	1,082	860	1,000
	高齢者電磁調理器等購入費助成件数	—	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	臨時職員報酬	0	報酬	臨時職員報酬	0	報酬	臨時職員報酬	232
旅費	臨時職員通勤費	0	旅費	臨時職員通勤費	0	需用費	消耗品費等	4,590
需用費	消耗品費等	4,644	需用費	消耗品費等	1,527	役務費	郵便料・手数料	431
役務費	郵便料・手数料	221	役務費	郵便料・手数料	102			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	6,140	7,119	979	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	4,865	1,629	▲ 3,236	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,092	1,803	▲ 1,289
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,092	1,803	▲ 1,289
	賞与・退職給与引当金繰入額	497	734	237	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,410	▲ 7,679	731
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	11,502	9,482	▲ 2,020	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,410	▲ 7,679	731
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,410	▲ 7,679	731

備考	
	物件費は消耗品費等（1,527千円）及び郵便料(102千円）である。

問題点・課題	
	○高齢者人口の増加による見守り対象者の増を見込み、地域や企業など幅広く支援協力を得られるよう広く本ネットワーク事業の周知を図る。 ○独居高齢者増の見込みを受け、地域による見守りの強化・企業との連携・担い手の創出が課題である。そのため、ネットワークをより効果的に実践していくため今後も見直しを行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者人口及び見守り対象者の増を見込み、多機関や企業等から幅広く支援協力を得られるようネットワーク事業の周知に取り組む。	周知の場（サロンやイベント等）を活用し、熱中症等の様々な観点から、ネットワーク事業の周知に取り組んだ。	課題の複雑・多様化に伴い、地域の状況に応じたネットワーク事業の周知や見守りに関する啓発に取り組む。
②	独居高齢者の増を見込み、みまもりネットワークを効果的に実践していくための見直しを図る。	「高齢者見守りネットワーク」の課題であるひと声運動や名簿提供等について整理し、課題解決のための具体的な見直しを図った。	身寄り無し高齢者向けのサービスや、今後より一層必要となる地域住民同士の見守り合いに関する啓発等に取組む。
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	
	令和06年06月会議　一人暮らし高齢者への支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-17	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	敬老事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	吉村	内線	2661

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-04-01	敬老事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（○ 8年度　○ 7年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和　35　（　1960　）　年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書 荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱　等
終期設定	● 有　○ 無　令和 11 （ 2029 ）　年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	I　生涯健康都市
	政策	02　高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03　高齢者の在宅生活の支援

目的

①百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者へ敬老祝品を贈呈することにより、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対し、感謝の意を表すると共に長寿を祝う②高齢者のためのレクレーション事業を主催する(公財)東京都福祉保健財団に補助金を交付する

対象者等

①区内在住で次の要件を満たす者　長寿者:T15.3.31以前生　新百歳:T15.4.1～S2.3.31生
白寿(数え99):S3年生　米寿(数え88):S14年生　喜寿(数え77):S25年生②(公財)東京都福祉保健財団

内容

①敬老祝品の贈呈
・長寿者、新百歳の者に祝金(長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）を贈呈。
　訪問可能な者は区職員が訪問の上、祝金を贈呈する。同一年度内に対象者の誕生月に応じて2期（基準日7月1日及び12月1日）に分け、贈呈（令和5年度から基準日12月1日を追加し、贈呈時期を2期に分割）。
７月贈呈【誕生日：4/1～10/31】12月贈呈【誕生日：11/1～3/31】
・白寿、米寿、喜寿の者に荒川区内共通お買い物券（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円）を贈呈。郵送で贈呈する（令和2年度から）。9月1日を基準日として贈呈。
②公益財団法人東京都福祉保健財団の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。

経過

①敬老祝品の贈呈　敬老金（75歳以上）S33年度開始～H9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）S46年度開始～H9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）S62年度開始～H12年度に廃止。敬老祝品（喜寿･米寿）S40年度開始。H10年度敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。H13年度敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。H23年度敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加。
②山谷地域敬老会補助　S61年度開始　補助額の変更：H13年度 240,000円、H24年度 120,000円、H25年度 30,000円
＊長寿慶祝の会（令和5年度に廃止）
S35年度 社会福祉協議会主催で開始。地域別午前・午後の2回開催。 90歳以上の9名に記念品贈呈。
R元年度 サンパール荒川で式典を行い、区内ふれあい館等で記念品を配付。
R2年度　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
R5年度　介護予防・フレイル予防等を促進する事業展開により廃止

必要性

区民の長寿を祝う事業は各自治体で実施しており、本区においても長年地域に貢献してきた高齢者を敬う本事業の必要性は高い。

実施方法

（ 2ー部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

敬老祝品は祝品封入作業等を荒川区シルバー人材センターへ委託する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	敬老祝品贈呈数（人）	3,973	3,921	3,829	3,639	3,200	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝う事業として、引き続き実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	25,194	22,367	24,524	27,476	27,971	27,590	25,571
決算額（8年度は見込み）	23,689	21,616	24,091	26,850	26,007	25,434	25,571

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	長寿慶祝の会対象者数	0	0	0	0	0	0	0
	長寿慶祝の会来場者数	0	0	0	0	0	0	0
	喜寿・米寿・白寿	3,110	2,678	3,134	3,827	3,789	3,695	3,478
	長寿・新百歳	132	126	131	146	132	134	161

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	敬老祝品、消耗品等	21,023	需用費	敬老祝品、消耗品等	20,083	需用費	敬老祝品、消耗品等	20,063
役務費	祝品郵送料等	1,562	役務費	祝品郵送料等	1,583	役務費	祝品郵送料等	1,472
委託料	敬老祝品封入作業委託	111	委託料	敬老祝品封入作業委託	118	委託料	敬老祝品封入作業委託	116
負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	3,310	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	3,650	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	3,920

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	3,684	4,169	485	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	22,697	21,784	▲ 913	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,310	3,650	340	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	298	430	132	行政収支差額(a)−(b)=(c)	▲ 29,989	▲ 30,033	▲ 44
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	29,989	30,033	44	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 29,989	▲ 30,033	▲ 44
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)−(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 29,989	▲ 30,033	▲ 44

備考	物件費の多くを占めるのは、需用費に計上されている敬老週間事業の記念品（区内共通お買い物券：19,741千円）である。

問題点・課題	・敬老祝品贈呈対象者の人数は横ばいである一方、令和5年度から表敬訪問が年2回になったことで、贈呈にかかる業務及び財政負担の規模は大きくなっている。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、祝品の贈呈方法を郵送とすることで業務負担の軽減を図るほか、実施方法の改善に向けた検討を行う。	引き続き、祝品の贈呈方法を郵送とすることで業務負担の軽減を図るほか、祝金について、令和8年度以降の贈呈方法の見直しを図った。	引き続き、祝品を郵送で贈呈することや贈呈に付随する事務の見直しにより、業務負担の軽減を図る。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
	①例年区主体の敬老イベント（式典、演芸等を実施）の実施区は千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区。 ②敬老祝品の贈呈は対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの全区で実施している。		

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-18	戦略プラン	○ 協働	● 業務	● 財務 ○ 人事
事務事業名	避難行動要支援者事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	小野澤	内線	2677

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-17-02	避難行動要支援者事業費

事務事業の種類	● 新規事業 （ ○ 8年度 ● 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 30 （ 2018 ） 年度	根拠法令等	災害対策基本法、荒川区高齢者における避難行動要支援者登録事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援

目的	高齢者など自ら避難することが困難で特に支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」という。）に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護する。
対象者等	①区内に住所を有する者のうち、要介護４又は５のいずれかに認定されている者 ②区内に住所又は居所を有する者のうち、おおむね６５歳以上で、自力での避難が困難であると区長が認めた者　※但し、社会福祉施設等に入所している者及び医療機関に長期間入院している者を除く。
内容	①災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。（本人同意不要） ②区から居宅介護支援事業所に委託し、平時における名簿情報の事前提供同意の意向確認を行う。 ③名簿情報の事前提供に同意する方のうち個別避難計画作成を希望する方については、区から居宅介護支援事業所に委託し、個別避難計画作成を行う。 ※上記①～③は対象者①の方について。対象者②の方は手上げ方式により登録可能で、個別避難計画作成は本人等が行う。 ④平常時及び発災時に提供する避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者（警察・消防等）と連携し避難支援体制を構築する。
経過	○平成２５年６月　災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成の義務付けなどが定められた。 ○平成３１年１月　個人情報の事前提供同意確認、個別避難計画作成を居宅介護支援事業所への委託により実施開始。 ○令和３年　４月　避難行動要支援者名簿システムを導入した。 ○令和３年　５月　災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が自治体の努力義務となった。 ○令和４年　３月　民生委員に名簿を配付した後、５月には警察署・消防署、７月には町会へと名簿の配付を開始した。
必要性	避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護できる可能性を高めることが期待できるため本事業の必要性は高い。
実施方法	（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 個人情報の事前提供の同意確認及び個別避難計画作成は居宅介護支援事業所に委託し実施する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	個別避難計画作成割合（%）	53	53	51	55	60	作成済人数/対象者数
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	より実効性のある避難支援体制の構築を推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,966	3,385	1,866	1,728	1,815	3,265	2,369
決算額（8年度は見込み）	959	1,029	847	848	723	608	2,369

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
避難行動要支援者名簿登載者人数	1,036	1,243	1,079	1,188	1,270	1,126	1,126

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	36	需用費	消耗品	28	需用費	消耗品	50
役務費	郵送料	70	役務費	郵送料	43	役務費	郵送料	247
委託料	個別避難計画作成委託	617	委託料	個別避難計画作成委託	537	委託料	個別避難計画作成委託	2,072

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	3,612	4,087	475	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	723	608	▲ 115	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	293	422	129	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,628	▲ 5,117	▲ 489
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	4,628	5,117	489	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,628	▲ 5,117	▲ 489
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,628	▲ 5,117	▲ 489

備考

物件費には、主に個別避難計画作成に係る委託料等が計上されている。

問題点・課題

①避難行動要支援者名簿に係る同意書の取得や個別避難計画の策定率の向上を図る必要がある。
②高齢者みまもりネットワーク事業と本事業の登録者名簿の連携や名簿記載内容について検討する。
③名簿対象者への災害時の対応について、みまもりステーションや地域包括支援センター、ケアマネジャー等との協力体制を構築する必要がある。
④居宅介護支援事業所を利用していない方等に対して郵送による調査を実施しているが、返信率が約半数程度と低い。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	居宅介護支援事業所への委託による調査を実施する際に説明会を開催するなど、関係機関との連携強化に努める。	居宅介護支援事業所への委託による調査を実施する際に、LoGoフォームなどの電子媒体を一部活用し効率的に調査を実施できるように努めた。	個別避難計画の策定率向上に向け、策定勧奨の方法の見直しを図る。
②	災害時の避難支援をより実効性の高いものとするため、名簿の作成と併せて、個別避難計画の策定率向上に向けた取組を実施する。	個別避難計画の策定率向上に向けて、現状の課題を整理し、今後の方向性について検討を進めた。	災害時の避難支援をより実効性の高いものとするため、個別避難計画の様式の見直しを図る。
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和05年11月会議　個別避難計画について
令和06年02月会議　個別避難計画について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-19	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者自立支援用具給付事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	古崎	内線	2675

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-19	高齢者自立支援用具給付事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 31 （ 2019 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者自立支援用具給付事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的

歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立した生活を継続できるようにする。

対象者等

区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行または入浴に支障のある方。
（介護保険の認定を受けている方は要支援1～2までの方が対象。入院中の方は対象外。）

内容

下記の自立支援用具を原則1割の本人負担で給付する。（但し、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料。）
(1) シルバーカー　※給付限度：3年間に1台まで（要介護認定者は対象外）
(2) 手すり（工事不要）　※給付限度：1人1台まで（要介護認定者は対象外）
(3) シャワーベンチ　※給付限度：5年間に1台まで（要介護認定者、要支援認定者は対象外）
(4) 浴室内すべり止めマット　【R5.4月～】　※給付限度：3年間に1枚まで（要介護認定者は対象外）

※上記給付用具の選定に当たっては、審査会を開催し、作業療法士の助言等を参考に決定している。

経過

令和元年10月　事業開始
令和２年10月　要綱改正
　手すり（工事不要）がセンタータイプとサイドタイプの２種類から選択可能となる。
令和５年４月　委託料単価改定
　浴室内すべり止めマット（M/L）の新規給付を開始
令和７年４月　委託料単価改定（シルバーカーB・C、手すりサイドタイプ、シャワーベンチ）
令和８年４月　委託料単価改定
　（シルバーカーA、手すりサイドタイプ、シャワーベンチ、浴室内すべり止めマット）
　全給付用具が各１種類から２種類に増え選択が可能となる。

必要性

歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立生活期間の延伸が期待できるため、本事業の必要性は高い。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

区にて申請受付を行い、自立支援用具の配送、本人負担金の受領については、区内の福祉用具事業者へ委託して実施する。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	シルバーカー給付実績件数	333	336	313	396	400	
②	手すり／シャワーベンチ給付実績件数	131	126	145	168	380	
③	浴室内マット実績件数	175	160	169	204	250	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	引き続き事業周知を行い、推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	12,561	10,738	12,567	12,583	12,827	15,489	17,842
決算額（8年度は見込み）	10,049	10,162	10,615	12,364	12,486	14,019	17,842

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	シルバーカー申請件数	275	272	326	333	336	313	396
	手すり申請件数	83	89	86	67	69	98	96
	シャワーベンチ申請件数	39	39	49	64	57	47	72
	浴室内すべり止めマット申請件数				175	160	169	204

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	作業療法士報償費	17	報償費	作業療法士報償費	17	報償費	作業療法士報償費	17
委託料	福祉用具事業者への委託料	12,469	委託料	福祉用具事業者への委託料	14,002	委託料	福祉用具事業者への委託料	17,825

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	361	409	48	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	12,469	14,002	1,533	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,405	7,600	1,195
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	17	17	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,405	7,600	1,195
	賞与・退職給与引当金繰入額	29	42	13	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,471	▲ 6,870	▲ 399
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,876	14,470	1,594	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,471	▲ 6,870	▲ 399
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,471	▲ 6,870	▲ 399

備考	物件費は福祉用具事業者への委託料が計上されている。 行政収入のうち、都支出金は高齢者施策推進区市町村包括事業補助金。
問題点・課題	○給付する自立支援用具の種類等の見直し。 ○本事業の給付を必要とする方の申請に繋がるよう、事業周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	シルバーカー等の欠品により、給付が滞らないよう、引き続き、委託業者と密に連携し、事業を実施していく。	給付用具の欠品等により、給付が滞らないよう、令和８年度以降、各給付用具について、従来のものに１種類ずつ追加し２種類とした。	関係機関からの意見を積極的に取り入れ、対象者の利便性向上に向け、運用改善を図る。
②	地域包括支援センター等と連携し、事業内容の周知を引き続き実施していく。	地域包括支援センター等と連携し、事業内容の周知を引き続き実施した。	地域包括支援センター等との連携や各種広報媒体の活用により、事業内容について広く周知する。
③			

他区の実施状況	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区）
	・シルバーカー：１２区（１区貸出を含む） ・手すり：５区（１区貸出を含む） ・入浴補助用具：１０区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-20	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	おとしよりなんでも相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	保坂	内線	2677

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 12 （ 2000 ） 年度	根拠法令等	
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。
対象者等	概ね65歳以上の高齢者及びその家族等
内容	１窓口の運営　会計年度任用職員3名体制 ２受け付ける相談内容 ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区のサービス等の情報提供など、高齢者に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて関係機関に紹介する。 ３各種申請受け付け （１）車いすの貸し出し　通院等で緊急に必要となった方へ臨時で貸し出し（概ね2週間程度） （２）障害者控除対象者認定申請 （３）みまもりネットワーク、高齢者入浴事業、交通安全杖の支給、紙おむつ購入券支給・代金の助成、寝具乾燥消毒水洗いサービス、理美容サービス、民間賃貸住宅活用事業、自立支援用具給付、補聴器購入費助成、シルバーパス案内等 ※各事業の詳細については、それぞれの事務事業分析シートを参照。
経過	平成12年度 高齢者福祉課が高齢者専門相談として開始。 平成25年度 難聴者用磁器ループシステム（カウンター型）を窓口に設置。 令和 6年度 軟骨伝導イヤホンを窓口に設置。
必要性	高齢者に関するあらゆる相談窓口として必要性が高い。
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標		事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
指標	①	相談件数（件）（おとしよりなんでも相談）	12,675	14,451	13,340	15,000	16,000	
	②	障害者控除対象者認定申請件数（件）	501	515	654	700	600	
	③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	高齢者に関するあらゆる相談窓口として継続していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	－	－	－	－	－	－	－
決算額（8年度は見込み）	－	－	－	－	－	－	－

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	おとしよりなんでも相談件数	8,609	10,425	11,787	12,675	14,451	13,340	15,000
	障害者控除対象者認定申請件数	385	443	527	501	515	654	700

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	0	0	0
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	0	0	0

備考	
	相談窓口業務は直営のため、物件費等は発生しない。

問題点・課題	
	○高齢者に係る制度やそれに伴う制度改正等の情報を積極的に収集し、個人の事情に合った適切なアドバイスを行うとともに、個人情報を適正に取扱い、必要に応じて関連窓口に案内するよう努める。 ○相談窓口として様々な場面に適応するよう、コミュニケーション手段として、磁気ループやタブレット等を有効活用していく。 ○相談内容が多様化してきている中、相談窓口として他部署・地域包括支援センター等関係機関につなげるワンストップサービスとして強化していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、介護保険法の改正や新たな事業等について理解を深め、相談者の困りごとに応じた適切な案内を行っていく。	それぞれの相談者に寄り添った対応を行い、必要に応じ各種制度について適切な案内を行った。	引き続き、各種制度への知識向上に努め、他部署とも連携しながら適切なサポートを行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	10	区	未実施	12	区	不明	0	区）
	全区に高齢者相談窓口が設置されているが、内12区においては、地域包括支援センターを相談窓口としている。								

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-21	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	ふれあい粋・活サロン補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	平井	内線	2666

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-17	ふれあい粋・活サロン補助事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 29 （ 2017 ） 年度	根拠法令等	介護保険法　地域保健法　健康増進法
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11 （ 2029 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的	住民主体で運営している「ふれあい粋・活サロン」（以下「サロン」という。）の運営費を一部補助することで、身近な地域で気軽に通える場を確保・維持し、閉じこもり予防、介護予防等の支援をする。
対象者等	荒川区社会福祉協議会（以下「社協」という。）（サロン所管）
内容	・平成27年4月に開始された介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービス事業を実施することとなっている。当区では既に、社協が運営しているサロンが住民の住民による通いの場として機能しており、運動や脳トレ、交流等の介護予防の役割を果たしている。 ・このため、サロンの運営機関である社協を通して、住民主体の通いの場の維持・充実のため、会場費及びサロン参加者の保険料を補助する。（地域別、介護予防型、テーマ別、子育てサロンが対象） ・令和6年度に補助対象経費を事業に要する経費まで拡充し、サロンの活動再開と新規立ち上げを支援し、利用の拡大・促進をしている。
経過	・平成15年度　社協の運営によって、高齢者の孤独感・孤立化の解消や見守り活動として、地域の住民参画による交流の場「サロン」を開設。 ・平成29年度　住民主体の通所型サービス事業に資するものとしてサロンへの補助事業を開始。共生社会に鑑み、高齢者サロンだけでなく、テーマ別や子育てを対象にしたサロンも補助対象とした。 ・平成30年度　予算の組替により医療機関連携型認知症カフェ事業補助については、「認知症普及啓発事業」に移行 ・令和5年度、コロナ禍で休止したサロンの活動再開と利用の拡大を推進するため、緊急に補助対象を拡充して、運営を支援した。 ・令和6年度　補助対象経費を事業に要する経費に拡充し、サロンの活動再開と新規立ち上げを支援し、利用の拡大・促進をしている。
必要性	住民による自主的な取り組みとして、高齢者が気軽に通えることができ、介護予防の活動を行っているサロンは必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 補助金による実施

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	会場数	96	88	91	96	96	
②	利用者数（延べ人数）	20,275	21,601	22,288	23,000	20,000	
③	実施回数	1,122	1,274	1,284	1,300	1,200	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	区民のさらなる参加に向けて、サロンに対する補助の拡充や荒川区社会福祉協議会によるサポートを進め、高齢者の社会参加を促進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,360	1,220	1,108	1,878	3,139	3,260	3,061
決算額（8年度は見込み）	965	338	518	1,588	2,053	3,225	3,061

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	サロンの数	90	94	92	96	88	91	96
	サロンの利用者延人数	5,889	9,359	16,650	20,275	21,601	22,288	23,000

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	粋・活サロン補助金	2,053	負担金補助等	サロン補助金	3,225	負担金補助等	サロン補助金	3,061

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	795	1,063	268	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	2,053	3,225	1,172	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	64	110	46	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,912	▲ 4,398	▲ 1,486
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,912	4,398	1,486	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,912	▲ 4,398	▲ 1,486
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,912	▲ 4,398	▲ 1,486

備考	
	補助費等は全額が、荒川区社会福祉協議会がサポートするサロンの補助金である。

問題点・課題	
	○サロンが閉じこもりの予防をはじめ、健康づくりや介護予防の役割を果たしている。休止しているサロンの再開や、運営継続、新規立ち上げを後押しし、より多くの高齢者が地域の通いの場であるサロンを利用できるよう、サロンの充実と効果的な補助の在り方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、事業に要する経費を補助することにより、サロンの活動内容の充実と利用者の増加を図る。	事業に要する経費を補助することにより、サロンの新規立ち上げ、活動内容の充実を後押しし、全体の利用者は増加した。	経費補助により活動を後押しし、区の通所型サービス事業でも積極的な周知を行うことで利用拡大を図る。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	8	区	未実施	13	区	不明	1	区）
	サロンは社会福祉協議会事業として22区で実施。うち、補助については上記のとおり。								

議会質問状況（要旨）	
	令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて 令和07年09月会議　高齢者の健康づくりについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-22	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	土門	内線	2673

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	養護老人ホーム

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 41 （ 1966 ） 年度	根拠法令等	老人福祉法第11条第1項第1号 荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	05	高齢者の住まいの確保

目的	環境上及び経済的理由により居宅において生活を続けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内や近県の施設に入所措置している。 ［措置要件］ ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅におい て生活することが困難な者
経過	昭和41年　老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月　費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日　区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。 （60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠としていたが、台東区の措置者が減っているため、荒川区や他区の枠として、現在は一部を活用している。） 平成18年4月　法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	措置件数（件）	71	69	63	85	85	短期含む
②	措置実施施設数（箇所）	22	19	17	21	21	短期含む
③	養護老人ホーム入所者数（人）	32	29	38	26	26	短期含む

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	189,564	188,754	183,308	179,778	174,475	184,414	199,095
決算額（8年度は見込み）	176,188	172,781	172,799	161,118	162,745	160,393	199,095

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
措置件数（継続数措置件数）	76	78	72	71	69	63	85
措置施設数	20	20	22	22	19	17	21

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・旅費	繁忙期事務補助	28	報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	148
委託料	支払代行事務	402	委託料	支払代行事務	458	委託料	支払代行事務	570
扶助費	措置費	162,316	扶助費	措置費	159,935	扶助費	措置費	198,377

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,723	6,703	1,980	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	402	458	56	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	162,316	159,934	▲ 2,382	分担金及び負担金	38,604	41,957	3,353
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	38,604	41,957	3,353
	賞与・退職給与引当金繰入額	380	691	311	行政収支差額(a)−(b)=(c)	▲ 129,217	▲ 125,829	3,388
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	167,821	167,786	▲ 35	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 129,217	▲ 125,829	3,388
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)−(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 129,217	▲ 125,829	3,388

備考	扶助費には、養護老人ホーム措置費・移送費・葬祭費が計上されている。

問題点・課題	○身寄りがない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特別養護老人ホームへの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加している。したがって、既存の入所者及び新規入所者に対して、親族の協力関係の構築等の取組みを強化する必要がある。 ○自己負担金の滞納額が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。 ○前年の給与所得があるために、入所時の自己負担金が高額化するケースが増えてきているため、対応を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、施設との連携に努め、被措置者の状況に応じた指導や援助を行う。	ケースワーカーが施設訪問・電話相談等を行い、被措置者の状況の変化を確認し、適切な指導や援助を行った。	施設との情報共有に努めるとともに、被措置者の状態、状況の変化に応じた指導や援助を行う。
②	引き続き、債務者及び後見人と連絡を取り合い、債権回収を行う。	債務者と連絡を取り合い債権回収を行った。また、長期間未納になっている事案について戸籍調査を実施し債権管理台帳を作成した。	債権管理台帳を基に適切な債権管理を行っていく。
③	引き続き、被措置者の現状に応じた適切な自己負担額の設定を行う。	前年度に就労収入があり、措置費が高くなってしまう事案が生じた際、本人の申告に基づき措置費の軽減を行った。	被措置者の現状に応じた適切な自己負担額の設定を行う。

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-23	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	土門	内線	2673

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-02	特別養護老人ホーム

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 12 （ 2000 ） 年度	根拠法令等	老人福祉法第11条第1項第2号 やむを得ない事由による措置に関する要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	05	高齢者の住まいの確保

目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 ［措置要件］ ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること ＜やむを得ない事由＞ ・本人が家族等の介護放棄等の虐待を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合
経過	平成12～15年度　利用実績なし 平成19年度　措置件数15件 平成20年度　荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために必要な事業である。
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	措置件数（継続含む）（件）	5	7	23	20	20	
②	措置施設数（継続含む）（件）	4	7	14	15	15	
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	3,042	3,042	4,395	3,042	3,521	4,321	3,521
決算額（8年度は見込み）	1,382	1,934	3,521	1,899	2,133	3,965	3,521

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
措置件数（継続含む）	3	6	12	5	7	23	20
措置施設数（継続含む）	3	4	7	4	7	14	15

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	2,133	扶助費	介護給付本人負担分	3,965	扶助費	介護給付本人負担分	3,521

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	5,417	6,703	1,286	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	2,133	3,965	1,832	分担金及び負担金	2,077	3,842	1,765
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,077	3,842	1,765
賞与・退職給与引当金繰入額	439	691	252	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,912	▲ 7,517	▲ 1,605
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	7,989	11,359	3,370	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,912	▲ 7,517	▲ 1,605
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,912	▲ 7,517	▲ 1,605

備考

扶助費に計上されているのは特別養護老人ホームの措置入所に伴う費用（利用者本人負担分を区が求償）である。令和７年度は、措置者数が前年度の３倍に増加した。

問題点・課題

○ 措置費自己負担金の支払いが困難な高齢者が多く、債権となるケースがあるため、自己負担金のあり方や債権回収の手順等について今後検討が必要である。
○ 医療行為が必要な方の場合、特別養護老人ホームへの入所が困難な場合もあるため、養護委託による新たな措置による受入先について検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設に対して、措置への協力をしていただけるように、関係構築に努める。	措置したケースの状況について、措置先の施設への訪問や電話連絡を密に行うことで適切な支援を行った。	措置件数が増加しているため、引き続き、措置の受け入れがスムーズに行えるように、措置先との関係構築に努める。
②	後見人への連絡を定期的に行い、可能な限り債権の回収ができるように取り組む。	債務者と連絡を取り合い、分納計画の作成や債権回収を行った。長期間未納の事案について戸籍調査を実施し債権管理台帳を作成した。	債権管理台帳を基に、債権管理を適切に行っていく。
③	医療依存性の高いケースも迅速に措置ができるように養護受託等含め、支援体制の構築を検討していく。	医療依存度が高いケースについては緊急医療保護を行い対応した。養護受託については近隣の医療機関に案内を行った。	引き続き、医療依存度の高いケースの措置先の確保に努めていく。

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-24	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	池田	内線	2672

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-01	介護サービス事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（○ 8年度　○ 7年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　12　（　2000　）年度	根拠法令等	老人福祉法第10条の4 やむ措置要綱 荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱
終期設定	○ 有　● 無　（　）年度		
実施基準	● 法令基準内　□ 都基準内　□ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	家庭の事情等により緊急保護が必要な高齢者や認知症等により日常生活に支障のある高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付の利用が困難な場合に、生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービス等を提供する。
対象者等	［高齢者緊急一時保護］家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった高齢者 ［やむを得ない措置］被虐待高齢者や認知症等で意思能力が乏しく代理する家族等がいない高齢者
内容	[高齢者緊急一時保護]　家庭の事情等で緊急保護が必要な高齢者を一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 　要件：要介護認定の有無に関わらず家庭の事情により一時的に在宅での生活が困難な高齢者等 [やむを得ない措置]　措置の一環として要介護認定と同様にケアプランを作成し、介護給付を提供する（サービス内容：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、グループホーム入所）。やむを得ない事由が消滅した(虐待の終息又は後見人の選定)時点で　措置を解除し契約に移行する。 　要件：やむを得ない事由により介護サービスの利用等が著しく困難な方 [在宅要介護者の受入体制整備事業]（コロナ禍の時限措置）介護者不在の間、福祉施設や医療機関での受入れ、または、自宅に訪問介護職員等を派遣する。 　要件：家族が新型コロナウイルスに感染したことにより必要な介護が受けられなくなった高齢者等。
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 令和2年度11月～令和5年度3月まで、荒川区在宅要介護者の受入体制整備事業を実施。
必要性	[緊急一時保護]認知症に伴い外出中に行方不明になった高齢者の保護や虐待対応として役割を果たしており必要である。 [やむを得ない措置]老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため必要である。
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　○ 常勤職員　● 会計年度任用職員　）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	緊急一時保護件数（件）	0	1	0	2	2	
②	やむを得ない措置短期件数（件）	9	7	8	12	12	延べ件数
③	在宅要介護者受入体制整備事業（件）	0					5年度で事業終了

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	10,368	19,032	20,318	22,356	3,001	3,355	2,844
決算額（8年度は見込み）	4,319	10,102	10,894	12,784	2,158	2,098	2,844

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
緊急一時保護件数	1	0	1	0	1	0	2
緊急一時保護（延べ日数）	2	0	2	0	4	0	8
やむを得ない措置件数	2	4	9	9	7	8	12
やむを得ない措置（延べ日数）	7	61	346	692	489	499	500

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	やむを得ない措置短期	2,107	扶助費	やむを得ない措置短期	2,098	扶助費	やむを得ない措置短期	2,538
委託料	緊急一時保護	52	委託料	緊急一時保護	0	委託料	緊急一時保護	306

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	5,417	6,703	1,286	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	52	0	▲ 52	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	2,107	2,098	▲ 9	分担金及び負担金	1,812	1,683	▲ 129
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	10	10
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,812	1,693	▲ 119
賞与・退職給与引当金繰入額	439	691	252	行政収支差額(a)−(b)=(c)	▲ 6,203	▲ 7,799	▲ 1,596
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	8,015	9,492	1,477	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,203	▲ 7,799	▲ 1,596
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)−(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,203	▲ 7,799	▲ 1,596

備考

物件費は高齢者緊急一時保護の委託料で、７年度は実績の発生が無かった。扶助費に計上されているのはやむを得ない措置分である。

問題点・課題

〇認知症に伴い外出中に行方不明になった高齢者の緊急一時保護の際の特別養護老人ホームへの受け入れについて、施設及び警察と対応方法を調整する必要がある。
〇やむを得ない措置短期の延べ日数が長期になることがあるため、適正な利用ができるように取り組む必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、緊急一時保護の受け入れについては、関係機関との情報共有を図り連携を強化する。	休日、夜間に警察が保護する場合があるため、トラブルが発生しないように警察との連携強化に努めた。	緊急一時保護の受け入れについては、関係機関との情報共有を図り連携を強化する。
②	引き続き、やむを得ない措置短期の適正な利用ができるように、後見人等の関係機関と連携し支援する。	本人の状態に応じた適切な施設に措置替えや後見人と連絡を密に行い、契約入所が可能な施設へつなぐことで長期化しないように努めた。	やむを得ない措置短期の適正な利用ができるように、後見人等の関係機関と連携し支援する。
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

緊急一時保護　22区で実施
やむを得ない措置　　台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の22区で実績あり

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-25	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	土門	内線	2673

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-08-01	生活管理指導事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 18 （ 2006 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的

自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。

対象者等

疾病等により判断能力が著しく欠如しており、自ら介護保険サービスの利用ができない高齢単身者又は高齢者の世帯

内容

区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、以下のことを実施することで、介護保険サービスに結び付ける。
・生活環境改善
・対人関係の構築
・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護

[自己負担金の徴収方法]
単価251円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。
又は、必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。

経過

平成18年度　区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。
平成26年度　地域を分けて2事業者を指名し契約した。
平成27年度　契約方法を改め、一定規模のヘルパー数を有する事業者を公募し4事業者と契約した。
平成28年度　公募で3事業者と契約した。
平成29年度　区内2事業者に委託した。

必要性

地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の要請については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

対象者の調査、決定は区が行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	実施件数（件）	0	1	0	5	5	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	生活支援の需要があるため、継続して実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	279	209	158	79	79	77	77
決算額（8年度は見込み）	13	14	0	0	14	0	77

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	実施件数	2	1	0	0	1	0	5
	環境改善・関係構築（派遣時間）	3	4	0	0	4	0	14
	緊急一時身体介護等（派遣時間）	1	0	0	0	0	0	11

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	生活管理指導	79	委託料	生活管理指導	77	委託料	生活管理指導	77

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	2,528	3,188	660	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	14	0	▲ 14	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1	0	▲ 1
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1	0	▲ 1
	賞与・退職給与引当金繰入額	205	329	124	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,746	▲ 3,517	▲ 771
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,747	3,517	770	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,746	▲ 3,517	▲ 771
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,746	▲ 3,517	▲ 771

備考

物件費には生活管理指導の業務委託料が計上される。令和６年度は１件実施、令和７年度は実績がなかった。
行政収入の内、その他には生活管理指導利用料による自己負担金の収入等が計上される。

問題点・課題

○　より質の高いサービスを提供するために受託事業者に対し、事業内容の必要性等について周知を図る必要がある。
○　環境整備後の本人に対する指導が難しい。
○　ごみ屋敷等、不衛生で危険な環境での作業が必要なため事故の防止や感染症対策等が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、包括や事業者に事業内容について詳しく説明することで、必要時に適切に履行できるよう連携していく。	必要時に適切に履行できるように包括や事業者に事業の内容の説明を行ったが、他のサービスにつながったため利用者がいなかった。	包括や事業者に事業内容について過去の実施事例等を用いて説明し、必要時に適切に事業が実施できるようにしていく。
②			
③			

他区の実施状況

（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-26	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	池田	内線	2672

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-10-01	緊急事務管理事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 19 （ 2007 ） 年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	□ 法令基準内 □ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、親族による支援が見込めない高齢者等
内容	【事務管理の開始】次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し実施する。 (1)財産の保管(2)日常的な金銭管理(3)親族・知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）(4)ケアマネジャー等への連絡調整(5)入院・入所・通院等の対応(6)その他区長が必要と認めるもの (1)(2)については、社会福祉協議会に委託している。 【事務管理の廃止】次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。 (1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき(3)成年後見人が付されたとき(4)地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき [自己負担金] なし
経過	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えてきた。 これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の支援については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託 （財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	開始件数（件）	3	7	16	20	20	
②	廃止件数（件）	3	3	16	20	20	
③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために必要であり、引き続き実施していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	3,389	1,690	1,673	1,705	1,999	2,288	3,533
決算額（8年度は見込み）	3,358	1,690	1,673	1,705	1,998	2,287	3,533

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	開始件数(継続含む)	3	1	2	3	7	16	20
	廃止件数	3	1	2	3	3	16	20

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	財産管理業務委託	1,999	委託料	財産管理業務委託	2,287	委託料	財産管理業務委託	3,533

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	3,250	3,188	▲ 62	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	1,998	2,287	289	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	263	329	66	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,511	▲ 5,804	▲ 293
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,511	5,804	293	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,511	▲ 5,804	▲ 293
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,511	▲ 5,804	▲ 293

備考	物件費に計上されているのは緊急事務管理の業務委託料である。職員の給与改定に伴い、会計年度職員の給与も上がったため、その給与を基に算出された委託料も上昇した。
問題点・課題	○ 単身高齢者及び身寄りのない高齢者が増加傾向にあり緊急事務管理の増加が見込まれる。 ○ 成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、親族の協力を得られないことや職業後見人の報酬を支払えない低所得者の問題も懸念される。 ○ 財産管理の長期化が懸念されるため、早期対応により本人申立てによる保佐人の申請や親族の協力体制を引き出せるような支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業を効果的に活用し、CWの業務負担および金銭管理をするリスクの軽減を図り、適切な高齢者の支援を実施する。	成年後見区長申立が増加しており、区がやむを得ず金銭管理をする機会も増加しているため、社会福祉協議会と連携し適切な支援を実施した。	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、本事業が必要なケースの早期発見、早期対応を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区）
	ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）		

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-27	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者虐待対策事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	池田	内線	2672

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-09-01	高齢者虐待対策事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 18 （ 2006 ） 年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/介護保険法/老人福祉法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	□ 法令基準内 □ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	養護者による高齢者虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。
対象者等	被虐待者及び養護者等
内容	○地域包括支援センター、区民、ケアマネジャー、民生委員等から高齢者虐待の相談があった場合に、区が事実確認を行った後に、対応方針会議を主催し、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立）を行う。 ※令和8年度選任弁護士　東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名　計8名 ○緊急に医療が必要なケースの場合は、契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。※令和8年度医師会推薦病院　1床 ○区内3警察との連携を図るため平成26年度から警察連携会議を開催。情報提供の基準や対応方法等について確認するとともに、個別ケースの相談等を実施している。 令和5年度：2回　令和6年度：2回　令和7年度：2回　令和8年度：2回(予定)
経過	平成18年4月　「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められ、区として高齢者虐待対策事業を開始した。
必要性	高齢者の権利擁護の一つとして、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。
実施方法	（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 虐待等の通報や相談があった場合に、ケースワーカーが状況を確認し情報を整理したうえで、適切な対応を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	虐待の相談件数（件）	206	224	234	250	224	
②	専門的相談・対応件数（件）	9	6	10	10	10	
③	医療保護件数（件）	12	6	11	10	10	

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を適切に実施していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	5,881	6,841	5,808	6,099	5,994	6,804	7,029
決算額（8年度は見込み）	4,325	5,534	5,284	5,646	4,684	5,016	7,029

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	虐待の相談・通報受理件数	198	168	199	206	224	234	250
	専門的相談・対応件数	0	4	7	9	6	10	10
	医療保護件数（継続含む）	8	6	4	12	6	11	10
	医療保護日数（継続含む）	59	307	217	206	59	153	200

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門的相談・対応謝礼	385	報償費	専門的相談・対応謝礼	260	報償費	専門的相談・対応謝礼	494
需要費	緊急飲食費	0	需要費	緊急飲食費	0	需要費	緊急飲食費	12
役務費	保全処分申立用郵券	5	役務費	保全処分申立用郵券	0	需要費	パンフレット印刷	84
委託料	緊急医療保護	5,565	委託料	緊急医療保護	4,754	役務費	保全処分申立用郵券	5
扶助費	送致・通院経費	26	扶助費	送致・通院経費	2	委託料	緊急医療保護	6,404
公課費	保全処分申立用印紙	4	公課費	保全処分申立用印紙	0	扶助費	送致・通院経費	26
						公課費	保全処分申立用印紙	4

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	9,462	12,261	2,799	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	4,575	4,754	179	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,401	2,611	210
	扶助費	0	2	2	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	110	260	150	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	125	444	319
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,526	3,055	529
	賞与・退職給与引当金繰入額	766	1,265	499	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,387	▲ 15,487	▲ 3,100
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,913	18,542	3,629	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,387	▲ 15,487	▲ 3,100
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,387	▲ 15,487	▲ 3,100

備考	物件費に計上されているのは緊急医療保護業務の委託料である。補助費等に計上されているのは弁護士専門相談の報償費である。行政収入の内、その他は緊急医療保護の自己負担金による収入である。
問題点・課題	○ 被虐待者及び養護者に関する課題（精神面での健康、経済的困窮等）が複雑多岐に渡り高齢者福祉課だけでは対応に限界があるため、福祉推進課、健康推進課、生活福祉課、障害者福祉課などの庁内関係部署や医師・警察・弁護士等の専門職との相互連携をこれまで以上に強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医師、警察、弁護士等の専門職との連携を強化していく。緊急医療保護事業の拡充を行い対応力を強化していく。	医師、警察との連携や、弁護士相談を積極的に活用し、適切な対応を行った。また、緊急医療保護事業の拡充を行い対応力を強化した。	警察や各関係機関との連携を図り、必要に応じて弁護士相談や緊急医療保護事業を活用して高齢者の権利擁護体制の強化を図る。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-28	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	池田	内線	2672

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-12-01	成年後見事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 14 （ 2002 ） 年度	根拠法令等	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な高齢者について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉の向上を図る。
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者や、精神障がい、知的障がい高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度に大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。
経過	平成14年度　「荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱」制定。 平成17年度～23年度 延べ38名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成20年度　「荒川区高齢者に係る成年後見人等の報酬等費用助成要綱」制定。 平成22年度　区長申立件数が急増した。 平成24年度　介護保険事業特別会計から移行し一般会計分のみとする。
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） ①対象者把握→②本人状況の把握及び親族申立ての意向確認→③親族意向なく区の申立ての必要性高い→④区が家庭裁判所に申立て→⑤手続費用は区が一旦負担後、家庭裁判所に求償の上申を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	申立件数（件）	30	34	34	40	40	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	今後も身寄りのない認知症高齢者等は増加が見込まれるため、成年後見事業を推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	3,287	2,534	1,918	2,709	4,795	4,934	4,943
決算額（8年度は見込み）	1,575	602	773	1,904	4,048	3,851	4,943

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	申立件数	10	23	23	30	34	34	40
	成年後見報酬助成件数	5	1	1	4	12	11	15
	申立費用求償件数	10	23	23	30	33	32	40

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵券、鑑定料、診断料	1,270	役務費	郵券、鑑定料、診断料	278	役務費	郵券、鑑定料、診断料	1,254
扶助費	成年後見報酬助成	2,080	扶助費	成年後見報酬助成	3,455	扶助費	成年後見報酬助成	3,510
公課費	印紙料	179	公課費	印紙料	118	公課費	印紙料	179

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	9,751	10,626	875	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	580	278	▲ 302	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,592	1,742	150
	扶助費	3,346	3,455	109	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	122	118	▲ 4	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	356	414	58
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,948	2,156	208
	賞与・退職給与引当金繰入額	790	1,096	306	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,641	▲ 13,417	▲ 776
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,589	15,573	984	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,641	▲ 13,417	▲ 776
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,641	▲ 13,417	▲ 776

備考	扶助費に計上されているのは、成年後見人の報酬等の助成金である。行政収入の内、その他は成年後見区長申立費用の本人求償分による収入である。
問題点・課題	○ 早期発見が重要であるため、権利侵害に至る疑いのある段階で、周囲の区民や関係機関が地域包括支援センターや社会福祉協議会へ相談する流れを定着させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関と連携し、成年後見が必要な高齢者の早期発見に努める。	成年後見が必要な高齢者の早期発見に努め迅速に対応した。	地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努める。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
	一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-29	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	入所調整事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	荻原	内線	2668

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-06-03	入所調整事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 14 （ 2002 ） 年度	根拠法令等	荒川区特別養護老人ホーム入所指針、老人福祉法	
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	05	高齢者の住まいの確保

目的	区内特別養護老人ホーム及び都市型軽費老人ホームについて、入所に関する基準の整備、施設との調整を行い、入所希望者が公平かつ適切に入所できることを目的とする。
対象者等	［特別養護老人ホーム］入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等 ［都市型軽費老人ホーム］ 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者
内容	［特別養護老人ホーム］ ①年4回入所待機者名簿を作成するための申請受付を行う。（5月末、8月末、11月末、2月末までを各期の締切とする）②申込書等に記載の内容を、入所基準に照らし、要介護度、介護者の状況、サービス利用状況等の各項目に配点する。③配点の高い順に施設毎の名簿を作成し、上位から３つのグループ（A,B,C）に分類する。待機グループを入所希望者またはその家族に通知する。また、作成した名簿を各施設に通知する。④施設は、名簿に基づき、入所調整会議等の会議体により、入所判定を行い、入所者を決定する。 ［都市型軽費老人ホーム］ ①区は施設からの入所判定議事録等の提出を受け、適切な入所であるか判定する。②年2回施設との情報交換のため連絡会を開催する。
経過	［特別養護老人ホーム］ 平成14年8月　国が入所基準のガイドラインを提示。区として区内施設の入所待機者の順位化を実施。 平成23年6月　特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、入所指針を制定。（変更点…年1回の実態調査廃止、複数の施設申込受付開始、通知方法を待機順位から待機グループに変更） 平成27年4月　法改正により入所基準が原則として要介護3以上に変更。 平成28年4月　新規申込者や状況変更者の現況を反映するため入所調整を年2回から4回に変更。 ［都市型軽費老人ホーム］ 平成22年度　厚生労働省省令改正。荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 平成23年度　「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」作成 平成24年度　「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」の入所要件を一部改訂 平成26年度　福祉推進課より高齢者福祉課に入所調整のみ事務移管
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	特養入所待機者数（実人数）（人）	403	352	321	350	350	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	特別養護老人ホーム等の入所について、公平な基準を整備する。また、入所困難な方には他の施設を紹介するなど医療相談と併行して行うことが必要な事業であるため、継続して実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	691	781	513	802	854	1,026	969
決算額（8年度は見込み）	273	651	116	138	98	166	969

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	特養に入所した人数	161	161	182	177	157	186	180
	特養入所待機者数	469	379	416	403	352	321	350
	都市型軽費老人ホーム施設数	6	6	6	6	6	6	6
	都市型軽費老人ホーム定員	99	99	99	99	99	99	99

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	823
役務費	郵便料金	98	需用費	通知用封筒	55	役務費	郵便料金	146
			役務費	郵便料金	111			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	1,083	409	▲ 674	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	98	166	68	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	88	42	▲ 46	行政収支差額(a)−(b)=(c)	▲ 1,269	▲ 617	652
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,269	617	▲ 652	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,269	▲ 617	652
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)−(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,269	▲ 617	652

備考	物件費は通知用封筒及び郵便料金である。

問題点・課題	［特別養護老人ホーム］ 〇介護環境や養護者の状況など、介護の困難度が高く、入所の必要性が高い入所希望者が、円滑に入所できるよう、入所調整基準の見直しを図る必要がある。 〇施設の更なる質の向上を図るため、施設間にて困難ケースの対応事例等の情報を共有する。 〇施設からの意思確認の重複を避けるため、より効果的な情報共有を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グリーンハイム荒川の大規模改修工事実施に伴い、施設移転について、入所希望者への説明を十分に行う。	グリーンハイム荒川の大規模改修工事実施に伴う施設移転の周知は窓口及び送付通知等により実施した。	グリーンハイム荒川の大規模改修工事にかかる入所の状況等、引き続き窓口及びお知らせ通知により周知する。
②	特養の相談員連絡会を毎月実施し、区職員及び相談員間の情報共有を図る。	特養の相談員連絡会を毎月１回実施し、移動連絡表等により区と施設間との情報共有を図った。	
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	［都市型軽費老人ホーム］令和8年6月1日現在で施設が開設している区（16区） 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、足立、江戸川、千代田、目黒、杉並、豊島、板橋

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-30	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	機能強化型地域包括支援センター事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	加藤	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-18-01	機能強化型地域包括支援センター事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 27 （ 2015 ） 年度	根拠法令等	地域包括支援センター機能強化支援事業実施要綱、介護保険法、老人福祉法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進

目的	地域包括ケアの実現に向けて、区内8か所の委託型地域包括支援センターの総合調整及び後方支援を行うとともに、人材育成等を推進する。
対象者等	委託型地域包括支援センター、原則として65歳以上の者及びその家族等
内容	(1) 担当圏域内のセンターの統括・総合調整…事業計画書、事業報告書、評価表に基づくヒアリングの実施、区と全委託型センターによる定例会開催、センター職員と協働による各種マニュアルの整備等 (2) 後方支援・直接支援…委託型センターからの困難ケースの相談に対し、助言・訪問同行等の支援や庁内関係部署・病院等の関係機関との調整、老人福祉法に基づく成年後見制度区長申立や措置等を実施。また、東京三弁護士会と協定を締結し、センター職員対象の法律相談を開催。 (3) 地域包括支援ネットワークの構築支援…在宅療養を支える医療や介護等の多職種による各種会議、区内警察署と区、委託型センターによる連携会議の開催等 (4) 地域ケア会議の開催支援…委託型センター主催の地域ケア会議（圏域会議）にアドバイザー等を派遣。また、地域ケア会議（中央会議）を開催し地域課題に対する解決策等を検討等 (5) 人材育成支援…委託型センター職員を対象とした研修を実施。センターごとの連絡会を開催、区が行う処遇検討会にセンター職員も出席し、個別支援を協働で実施等
経過	平成27年4月　機能強化型地域包括支援センターを高齢者福祉課に設置 平成28年4月　機能強化型地域包括支援センターに地域包括支援専門員を配置 平成29年度　委託型地域包括支援センター職員対象の外部講師による研修実施
必要性	区内に８か所設置している委託型の地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核機関として十分な役割を果たせるよう、設置主体として、適正な運営を確保し、機能強化を図り後方支援を行うために必要である。
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	後方支援（同行訪問、後方支援）	1,516	1,576	5,150	5,200	5,200	延べ回数（実績値）
②							
③							

事務事業の分類 8年度	事務事業の分類 9年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	区内8か所の地域包括支援センターが抱える様々な困難及び虐待ケースに対し適切に対応するため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	4,853	3,933	3,978	4,282	6,080	6,139	6,201
決算額（8年度は見込み）	3,880	3,553	3,837	4,040	5,950	6,073	6,201

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
後方支援（同行訪問、後方支援）	365	612	942	1,516	1,576	5,150	5,200
直接介入（成年後見区長申立、措置）	30	53	62	84	77	117	120
センター職員向け研修	1	2	4	5	4	4	3
弁護士派遣	11	12	12	12	11	12	12

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	3,181	報酬	会計年度任用職員報酬	3,302	報酬	会計年度任用職員報酬	3,309
職員手当等	期末手当	1,277	職員手当等	期末手当	1,342	職員手当等	期末手当	1,343
共済費	会計年度任用職員社会保険料	647	共済費	会計年度任用職員社会保険料	705	共済費	会計年度任用職員社会保険料	749
報償費	弁護士報酬、講師謝礼	468	報償費	弁護士報酬、講師謝礼	515	報償費	弁護士報酬、講師謝礼	548
旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	189	旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	190	旅費	会計年度任用職員旅費・通勤費	225
需用費	講師用お茶、パンフレット作成費用	188	需用費	講師用お茶	1	需用費	講師用お茶	1
使用料	研修会場費	0	使用料	研修会場費	19	使用料	研修会場費	26

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	10,174	12,371	2,197	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	376	210	▲ 166		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	2,645	2,956	311
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	468	515	47		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	2,969	2,969	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,645	2,956	311
	賞与・退職給与引当金繰入額	504	826	322	行政収支差額(a)－(b)＝(c)		▲ 11,846	▲ 13,935	▲ 2,089
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
	行政費用合計(b)	14,491	16,891	2,400	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 11,846	▲ 13,935	▲ 2,089
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 11,846	▲ 13,935	▲ 2,089

備考

補助費等は、権利擁護事業の弁護士への報酬（411千円）及び包括職員向け研修の講師への謝礼（104千円）である。

問題点・課題

〇区の後方支援が必要な困難ケースについて、親族関係・精神疾患・アルコール依存など、様々な課題を抱える複雑なケースが年々増加しており、今後も継続してセンター職員及び区のケースワーカーのスキルアップを図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、職員に求められる知識や技能が習得できるように、計画的に研修を実施する。	令和6年度に実施した研修より包括職員の要望に応じて実施内容を見直し、さらに普段の業務と密接に関わる研修を実施した。	７年度に実施した研修の中で、参加者の満足度が高いものについては、定例的に実施して職員のスキルアップにつなげる。
②	引き続き社会福祉士部会等で事例検討を行い、各センター職員のスキル向上を図る。	各センター職員の意向を確認しながら、事例検討を実施したことで各センター職員のスキルが向上した。	様々な複雑困難なケース対応ができるように、今後も事例検討を行い、各センター職員の対応力やスキル向上を図る。
③	引き続き対応に苦慮しているケースに対して、スーパーバイズを活用し、ケースワーカーのスキルの向上を図る。	対応に苦慮しているケースに対して、スーパーバイズを活用することにより、区のケースワーカーの対応力やスキルが向上した。	様々な複雑困難なケース対応ができるように、今後もスーパーバイズ事業を活用し、ケースワーカーの対応力やスキル向上を図る。

他区の実施状況

（実施 14 区　未実施 8 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和05年09月会議　介護離職者の支援策について
令和05年09月会議　家族介護者に対する支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-31	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	地域リハビリテーション活動支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	谷	内線	2666

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-01	地域リハビリテーション活動支援事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 57 （ 1982 ） 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02 介護予防の推進

目的

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具の選定、生活動作や行為の改善、住宅改修等についての助言を行い、生活環境等の整備と家族等の介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持・増進を図る。また、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う。

対象者等

区内在住の65歳以上の者及びその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している場合は65歳未満も対象とする。

内容

自立支援を必要とする患者及びその家族、地域包括支援センターやケアマネジャー等から相談を受けて、理学療法士や作業療法士が、家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や生活環境改善について個別に助言を行う。

理学療法士や作業療法士が、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、基本動作能力、応用動作能力、社会適応能力の回復・改善や維持・悪化防止の観点から支援内容等に対する助言を行う。

経過

平成12年度　保健所から高齢者保健福祉課へ事務移管。
平成21年度　各圏域ごとに地域ニーズに合わせ、月4回から月5回に増加。
平成30年度　生活動作の支障が課題となるケースが増加し、地域ケア会議の課題としても、作業療法士の訪問指導の必要性があげられたため、作業療法士による同様の訪問指導等を月1回、年12回増設した。
平成30年度11月　区内医療機関等へ依頼し、地域ケア会議推進事業費において理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）へ2か月毎に派遣を開始（19名）
令和元年度　理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）派遣に係る予算を計上。
令和２年度　作業療法士の訪問指導を月1回から月2回に増加。
令和７年度　利用申し込みをLoGoフォーム申請に変更し、利便性を向上した。

必要性

在宅生活における運動機能低下を防ぐには、介護予防等を踏まえた専門的な評価や指導・助言が必要であり、地域包括支援センターやケアマネジャー等からの要望も多い。

実施方法

（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	訪問指導により行動又は意識が改善した割合（%）	94.1	93.0	97.8	97.0	97.0	理学療法士・作業療法士訪問指導後の利用者状況
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	自立支援のためには必要な事業であり、継続する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,570	1,588	1,593	1,603	1,613	1,854	1,912
決算額（8年度は見込み）	1,227	1,387	1,242	1,216	1,174	1,028	1,912

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	訪問指導実施日数	67	72	63	63	58	38	84
	訪問指導延べ人数	104	113	97	101	86	52	168
	地域ケア会議（圏域会議）派遣者数	30	48	48	47	48	23	24

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	理学療法士等雇上げ	966	報償費	理学療法士等雇上げ	635	報償費	理学療法士等雇上げ	1,451
報償費	圏域会議助言者報酬	165	報償費	圏域会議助言者報酬	376	報償費	圏域会議助言者報酬	413
需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	43	需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	17	需用費	訪問指導消耗品費・食糧費	48

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	1,878	3,106	1,228	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	43	17	▲ 26	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,131	1,011	▲ 120	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	152	320	168	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,204	▲ 4,454	▲ 1,250
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,204	4,454	1,250	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,204	▲ 4,454	▲ 1,250
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,204	▲ 4,454	▲ 1,250

備考	物件費の全額が訪問指導消耗品・食糧費17千円である。また、補助費等の内訳は、理学療法士等雇上げ635千円、圏域会議助言者報酬376千円である。
問題点・課題	○理学療法士や作業療法士による指導や助言を必要とする対象者が事業を利用できるよう、本人や家族等に対して積極的な働きかけのほか、そこに関わる関係者への周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	さらに利用しやすくなるよう、LoGoフォームを活用する。加えて、利用の実績をケアマネジャー等にフィードバックする。	利用申請だけでなく、資料の追加提出等についてもLoGoフォームを活用することで、ケアマネジャーの負担軽減につながった。	LoGoフォームの活用方法について、地域包括支援センターだけでなく居宅介護支援事業所への周知を充実させ、利用の拡大を図る。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 6 区	未実施 16 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-32	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	介護予防普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	直井、菊地、紙、松垣	内線	2662

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	介護予防普及啓発事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 17 （ 2005 ） 年度	根拠法令等	介護保険法、健康増進法、地域保健法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的	加齢に伴う心身の機能低下により、生活が不活発になり介護が必要な状態となることを改善・予防する知識と具体的な活動を推進し、区民の健康寿命の延伸を目指す。普及啓発により、介護予防に関する意識の向上を図るとともに活動に結びつけ、個々の健康状態の向上につなげる。
対象者等	一般高齢者
内容	【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・認知症講演会】 口腔保健は年2回（2日制・1日制 各1回）、低栄養予防は年1回、認知症は年1回開催。 【疾病別栄養講座・出張型教室】 疾病別栄養講座は、年1回実施（管理栄養士、テーマに関わる専門職による実施）。 出張型教室は、地域団体等の依頼に基づき出張形式で実施（歯科衛生士、管理栄養士による実施）。 【荒川老人福祉センターの介護予防事業】 区民の健康づくり及び介護予防活動を推進するため、荒川老人福祉センター（以下「センター」という。）において介護予防事業（介護予防プログラムの実施や各種計測及び相談受付を行う健康アップステーションの開設等）を実施。 【認知症月間認知症普及啓発活動】 9月に認知症について総合的・集中的に普及啓発を実施。
経過	平成23年度　転倒予防・低栄養予防・口腔保健・認知症予防・要介護等の原因別の教室を実施。 平成25年度　総合的な介護予防講座として「65歳からの健康づくり講座」を開始。 平成28年度　「65歳からの健康づくり講座」、「尿失禁予防講演会」を健康推進課へ事務移管。 平成28年10月　センターの介護予防事業を開始。 平成30年度　事務事業分析シートの整理により、「口腔保健教室」、「低栄養予防教室」を“介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）”に移行。 令和2年度　アルツハイマー月間として、図書館展示やCATVの特集等による認知症普及啓発を開始。 令和4年度　認知症について、「予防」のみならず「共生」をテーマに加え、「認知症予防講演会」から「認知症講演会」に名称を変更。 令和6年度　センターの介護予防事業について、令和5年度に試行実施したミニ講座及び「30分でまるわかり健康チェック」を、令和6年度から本格実施
必要性	健康寿命の延伸のためには、健康づくりや介護予防の取組が必要である。そのためには、動機づけを目的とした普及啓発、体験、実践の場づくりが不可欠であり、様々な切り口で実施する必要がある。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） センターの介護予防事業は指定管理により実施、その他の事業は直営で実施

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	講演会参加者数	1,079	331	407	165	750	8年度より講演会の実施回数を年1回に変更
②	教室参加者数	1,455	1,447	1,902	2,230	2,230	
③	健康アップステーション利用者数	2,129	2,091	1,942	3,800	3,800	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	高齢者が介護予防に積極的に取り組み、できるだけ長く健康を維持するよう、引き続き推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	10,500	8,865	9,051	9,395	9,570	11,329	11,520
決算額（8年度は見込み）	6,142	7,146	8,333	9,044	9,123	10,595	11,520

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	講演会開催回数	3	5	6	5	5	5	1
	講演会参加者数	147	270	440	1,079	331	407	165
	教室開催回数	18	17	33	41	39	67	66
	教室参加者数	261	228	577	1,455	1,447	1,902	2,230

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会・教室謝礼	597	報償費	講演会・教室謝礼	651	報償費	講演会・教室謝礼	1,033
需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	243	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	427	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	518
委託料	介護予防事業委託料	7,893	委託料	介護予防事業委託料	8,663	役務費	講演会要約筆記謝礼	280
使用料賃借料	会場使用料・健康測定機器賃借料	240	使用料賃借料	会場使用料・健康測定機器賃借料	634	委託料	介護予防事業委託料	8,885
役務費	認知症講演会講師謝礼	150	役務費	認知症講演会講師謝礼	220	使用料賃借料	会場使用料・健康測定機器賃借料	804

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	5,273	7,765	2,492	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	8,526	9,944	1,418	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	597	651	54	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	427	801	374	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,823	▲ 19,161	▲ 4,338
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	14,823	19,161	4,338	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,823	▲ 19,161	▲ 4,338
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,823	▲ 19,161	▲ 4,338

備考	物件費の内訳は、委託料8,663千円、需用費427千円、使用料及び賃借料634千円、講演会講師謝礼220千円である。また、補助費等の全額が講演会、教室等における報償費である。

問題点・課題	【栄養】独居や高齢者世帯の増加に伴い、フレイルの中でも低栄養等の課題を抱えた高齢者の増加が推測される。食生活改善の必要性を認識でき、実践しやすい方法で伝える必要がある。 【口腔】参加者数増加のためタイトルや周知先の更なる工夫が必要である。 【栄養・口腔】区主催の会場に来られない方に対しても介護予防の情報を広く伝達するため、サロンや高齢者クラブ等で出張型の教室を展開していく必要がある。 【老人福祉センター】所管の高齢者事業を一体的に実施できるよう老人福祉センターのノウハウを活用する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各種情報提供ができるよう、チラシ・ポスター等の周知方法を工夫するとともに、地域包括支援センターと連携し周知を図る。	チラシ・ポスター等の配布場所を変更し、今までに行き渡らなかった層へ情報を届けるよう工夫した。	口腔、栄養、認知症の各種講演会を統合し、より区民に伝わりやすいように内容の充実を図る。
②	6年度に実施した一体的実施のノウハウを活用し、各圏域での実施へと展開させる。	ふれあい館での健康チェックイベントを区内5圏域にて展開。様々な形式でイベントを実施し、ノウハウを蓄積した。	民間企業と連携した健康チェックイベントを区内２圏域にて試行し、持続可能な運営体制を構築する。
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	令和05年11月会議　外国人高齢者にも参加しやすい介護予防教室について 令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて 令和07年06月会議　高齢者が元気に暮らすための支援について 令和07年09月会議　高齢者の健康づくりについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-33	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	平井	内線	2666

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	訪問型サービス事業費
	01-01-02	訪問介護費
	01-06-02	訪問指導事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 27 （ 2015 ） 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。

対象者等

事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者

内容

1 第1号訪問事業訪問介護（ホームヘルプ）
訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・入浴などの身体介護や、掃除・買い物などの生活援助を行う。利用回数は、利用者ごとのケアプランに基づき週1回又は2回程度。
2 おうちでリハビリ
理学療法士・作業療法士が自宅を訪問して生活機能改善に向けたアセスメントを行う。利用者は作成したプランに基づきホームヘルパーと共に生活機能改善に取り組む。利用期間は週1回又は2回利用で、90日間。
3 おうちで栄養診断
管理栄養士が利用者の自宅を訪問して栄養改善を行う。利用期間は全3回（延長３回まで）。

経過

1 第1号訪問事業訪問介護
平成27年度　予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行。平成29年度末で「みなし指定」終了。
平成30年度　区の指定基準に基づく指定を受けた事業所による事業開始。
2 おうちでリハビリ
平成26年度（27年2月）訪問型の短期集中予防サービスとして事業開始。平成27年度総合事業へ移行。
3 おうちで栄養診断
平成28年度（11月）訪問型の短期集中予防サービスとして試行実施。平成29年度（7月） 本格実施。
4 訪問看護指導事業
昭和56年　健康部（保健所）で難病等の療養整備のため開始。平成10年度高齢者福祉課に事務移管。
平成29年度末で廃止。

必要性

高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。

実施方法

（ 3委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

第1号訪問事業訪問介護：指定事業者制度　おうちでリハビリ、おうちで栄養診断：委託

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	おうちでリハビリ改善率（%）	84.2	86.1	86.7	96.0	96.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
②	おうちで栄養診断改善率（%）	87.5	100.0	100.0	95.0	95.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	110,810	100,589	92,651	88,594	90,623	99,768	102,899
決算額（8年度は見込み）	82,960	76,453	73,978	72,767	79,396	82,274	102,899

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	第1号訪問事業訪問介護の月延べ利用者数	3,817	3,550	3,455	3,532	3,728	3,717	4,548
	おうちでリハビリ利用者実人数	58	47	36	30	30	21	48
	おうちで栄養診断利用者実人数	11	8	3	12	8	9	12

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	0	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	4,716	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	5,228
報償費	講師謝礼・アセスメント料	866	報償費	講師謝礼・アセスメント料	551	報償費	講師謝礼・アセスメント料	1,072
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	66	旅費	特別旅費	110
需用費	食糧費・消耗品費	42	需用費	食糧費・消耗品費	7	需用費	食糧費・消耗品費	39
委託料	訪問事業委託料	2,027	委託料	訪問事業委託料	1,385	委託料	訪問事業委託料	2,965
負担金補助等	訪問介護費	76,461	負担金補助等	訪問介護費	75,549	負担金補助等	訪問介護費	93,480
使用料及び賃貸料	会場使用料	0	使用料及び賃貸料	会場使用料	0	使用料及び賃貸料	会場使用料	5

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	6,140	10,601	4,461	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	2,069	1,458	▲ 611	国庫支出金	28,085	0	▲ 28,085
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	2,105	2,105
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	77,327	76,100	▲ 1,227	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	28,085	2,105	▲ 25,980
	賞与・退職給与引当金繰入額	497	665	168	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 57,948	▲ 86,719	▲ 28,771
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	86,033	88,824	2,791	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 57,948	▲ 86,719	▲ 28,771
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 57,948	▲ 86,719	▲ 28,771

備考	
	補助費等の内訳は、報償費551千円、負担金補助等75,549千円である。都支出金は、高齢者施策推進区市町村包括補助事業による補助金である。

問題点・課題	
	○「おうちでリハビリ」及び「おうちで栄養診断」の利用者の増加及び効果的な利用方法に向けて、地域包括支援センター及びケアマネジャーに対して事業内容等を積極的に周知する必要がある。 ○「おうちでリハビリ」の受託事業者増加に向け、新規事業者の参入促進やモチベーションアップにつながる環境整備を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域包括支援センターの医療職等から地域課題を吸い上げ、事業内容の見直しや充実を図る。	おうちでリハビリの充実に向けて、包括及び受託事業者向けに研修を行い、知識や技術の向上とサービスの均質化を図った。	引き続き、訪問型サービスの運営状況を分析し、地域課題やニーズに応じて事業の充実や見直しを進めていく。
②	おうちでリハビリの委託料について、報酬加算の見直しなどにより、事業者の参入促進を強化するとともに、積極的な周知を行う。	当日キャンセルへの補填や、一定回数以上の継続利用に対する成果報酬を設定し、受託者の参入促進や動機づけの強化を図った。	委託料に関しては、報酬改定の方針を踏まえて見直しを行っていく。
③	地域包括支援センターやケアマネジャーのほか、講演会やイベントを通して区民への直接的な周知も行っていく。	区が主催の低栄養予防講演会にて、事業の紹介ならびにチラシの配布を実施した。	講座やイベント、研修会等での周知を行いつつ、受託者や地域包括支援センターからの意見も踏まえて効果的な周知方法を検討する。

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	
	令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて 令和07年06月会議　高齢者が元気に暮らすための支援について 令和07年09月会議　高齢者の健康づくりについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-34	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	谷、平井、松垣	内線	2666

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-01	通所型サービス事業費
	01-02-02	通所介護費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 27 （ 2015 ） 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野 I	生涯健康都市
	政策 02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策 02	介護予防の推進

目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。

対象者等

事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者
【口腔保健教室・低栄養予防教室】介護予防・生活支援サービス事業対象者及び一般高齢者

内容

1 第1号通所事業通所介護（デイサービス）：食事や入浴などの日常生活支援、生活機能向上のための訓練や口腔機能向上サービス等の提供。利用回数は、週1回又は2回程度。国基準相当で実施。
2 食・動クラブ ：食事の提供のほか、運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを在宅高齢者通所サービスセンター等11会場で週1回実施。令和6年度に、食・動クラブつる／かめを再編した。
3 わくわく元気アップ教室：運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを、区内3か所のふれあい館で週1回実施。
4 元気回復サポート教室：運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを4か所のふれあい館で実施。専門職による個別指導を毎回行う。週1回、1クール16回の短期集中型。
5 口腔保健教室・低栄養予防教室：歯科衛生士・管理栄養士が各地区において出張形式で口腔や栄養に関する講座を実施。

経過

1 第1号通所事業通所介護
平成27年度 介護保険法改正により予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行
2 食・動クラブ
令和元年度 おげんきランチを短期集中型と緩和型に再編し、食・動クラブ つる／かめを実施
令和6年度からは、食・動クラブつる／かめを再編し、食・動クラブを実施
3・4 わくわく元気アップ教室・元気回復サポート教室
平成24年度 介護予防強化推進事業のモデル事業としてまるごと元気アップ教室を開始
令和2年度 会場を2か所増設し、7会場で実施
令和7年度 期間の定めのないわくわく元気アップ教室と短期集中型の元気回復サポート教室に再編
5 口腔保健教室・低栄養予防教室
平成30年度 事務事業分析シートの整理により、介護予防普及啓発事業費から移行

必要性

高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。

実施方法

（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

第1号通所事業通所介護：指定事業者制度、食・動クラブ・わくわく元気アップ教室・元気回復サポート教室：委託、 口腔保健教室・低栄養予防教室：直営

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	元気回復サポート教室利用者の状態の改善率（%）	／	／	95.5	95.5	85.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合
②	口腔保健・低栄養予防教室参加者数	272	288	327	468	300	
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	344,186	337,415	327,661	321,117	347,323	371,130	384,635
決算額（8年度は見込み）	258,348	271,718	286,814	305,697	341,515	352,984	384,635

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	食・動クラブ参加者実人数	178	158	164	151	110	128	141
	運動中心の教室参加者実人数	148	159	160	173	152	121	129
	第1号通所事業通所介護の月延べ利用者数	7,802	7,920	8,494	9,078	9,916	10,176	10,848
	口腔保健・低栄養予防教室参加者数	137	226	227	272	288	327	468

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	13,516	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	14,056	報酬等	非常勤報酬・職員手当・共済費	14,568
報償費	講師謝礼	480	報償費	講師・手話通訳謝礼	485	報償費	講師謝礼	491
旅費	旅費	342	旅費	特別旅費	281	旅費	特別旅費	298
需用費	消耗品費・食糧費	272	需用費	消耗品費・食糧費	318	需用費	消耗品費・食糧費	541
役務費	保険料	226	役務費	保険料	219	役務費	保険料	230
委託料	通所事業委託料	44,501	委託料	通所事業委託料	36,605	委託料	通所事業委託料	45,525
負担金補助等	通所介護費・補助金	282,147	負担金補助等	通所介護費・補助金	301,015	負担金補助等	通所介護費・補助金	322,498

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	20,177	22,437	2,260	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	45,147	37,209	▲ 7,938	国庫支出金	131,417	161,770	30,353
	維持補修費	0	0	0	都支出金	64,137	65,399	1,262
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	282,869	301,737	18,868	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	203,545	206,730	3,185
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	399,099	433,899	34,800
	賞与・退職給与引当金繰入額	740	1,127	387	行政収支差額(a)-(b)=(c)	50,166	71,389	21,223
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	348,933	362,510	13,577	通常収支差額(c)+(d)=(e)	50,166	71,389	21,223
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	50,166	71,389	21,223

備考

物件費の内訳は、旅費281千円、需用費318千円、通所事業委託料36,605千円、使用料及び賃借料5千円であり、補助費等は、第1号通所事業の利用実績増の影響で増加している。また、行政収入のその他の内訳は、地域支援事業支援交付金141,263千円、地域支援事業繰入金65,399千円、雇用保険料68千円である。

問題点・課題

〇運動器機能の維持・向上とともに、口腔・栄養面においても利用効果のある事業として、対象者への啓発や関係者への周知、事業運営が必要である。
〇通所型サービスの運営状況や利用状況を分析し、地域課題やニーズに応じた事業にしていく必要がある。
〇事業終了後及び事業利用中に地域活動の参加につながるような工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	イベント等の機会を活用し、区民に対して直接的に介護予防の情報提供を積極的に行うとともに、区内事業者に事業の周知を行う。	地域包括支援センターやケアマネ向けの事業説明会を開催し、事業の周知・推進を行った。区民向けパンフレットの見直し、修正を行った。	講演会やイベントの機会を活用し、区民に対して直接的に高齢期における健康づくりや介護予防の情報提供を積極的に行う。
②	引き続きニーズに応じて続けて通うことができる場や、一定の期間で効果的な事業と地域活動につなぐ方策を検討していく。	新規で始めた短期集中型サービスにおける状態向上率が高く、利用終了後も状態を維持できるよう様々な事業や地域活動の紹介を行った。	通所型サービスの運営状況や利用者層等を分析し、地域課題やニーズに応じて他事業や他機関との連携を検討していく。
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて
令和07年06月会議　高齢者が元気に暮らすための支援について
令和07年09月会議　高齢者の健康づくりについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-35	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	松垣、佐野、平井	内線	2667

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		
	01-01-01	審査支払手数料
	01-01-01	介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメント関連）
	01-03-01	高額第１号事業等支給費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 27 （ 2015 ） 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系		
分野	I	生涯健康都市
政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
施策	02	介護予防の推進

目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、介護予防・日常生活支援のサービスが効果的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

対象者等

介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者（予防給付によるサービスを利用する者を除く）

内容

1 介護予防ケアマネジメント
　地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、本人の状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する。
2 高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業
　介護サービス（総合事業を含む）の利用者負担額の月合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額第1号事業支給費として給付する。
　介護サービス（総合事業を含む）と医療サービスの利用者負担額の年間合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額医療合算第1号事業支給費として給付する。
3 審査支払手数料
　介護サービス事業所への介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託し、審査支払事務に係る手数料を支払う。

経過

平成27年度　介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業として実施
平成28年度　高額第1号事業支給費の給付開始
平成29年度　高額医療合算第1号事業支給費の給付開始
令和元年度　令和元年10月1日の消費税増税に伴う、介護予防ケアマネジメント費の増額
令和3年度　高額第1号事業支給費の利用者負担額の上限額の変更（令和3年8月利用分から）
令和4年度　マイナポータル等で登録した公金受取口座の利用受付開始
令和7年度　ケアマネジメント費請求データが国保連へ直接送付となったことに伴い、審査手数料が増額。

必要性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、サービスが効果的・効率的に提供されるための専門的な支援が必要である。

実施方法

（ 2ー部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

介護予防ケアマネジメント及び審査支払事務は委託により実施。高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業は直営により実施。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	介護予防ケアマネジメント件数	8,558	8,667	8,828	9,000	9,000	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	高齢者が自分らしい生活を継続できるよう介護予防を推進していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	51,161	48,601	44,693	46,752	48,186	50,754	51,168
決算額（8年度は見込み）	39,702	42,452	43,566	46,451	47,709	49,186	51,168

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	介護予防ケアマネジメント件数	7,559	7,924	7,999	8,558	8,667	8,828	9,000
	高額第1号事業支給費給付件数	125	154	155	176	180	195	156
	高額医療合算第1号事業支給費給付件数	43	43	43	35	47	59	57

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	通知封筒印刷【隔年】	9	需用費	通知封筒印刷【隔年】	0	報償費	研修会講謝礼	28
委託料	ケアマネジメント委託料	45,742	需用費	消耗品費	13	需用費	食糧・消耗品・印刷製本費	51
委託料	審査手数料	833	委託料	ケアマネジメント委託料	46,323	委託料	ケアマネジメント委託料	48,033
負担金補助等	高額第1号事業支給費	442	委託料	審査手数料	1,341	委託料	審査手数料	1,491
負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	683	使用料及び賃借料	介護保険関係検索サービス	32	使用料及び賃借料	介保関係検索・研修会場料	37
			負担金補助等	高額第1号事業支給費	464	負担金補助等	高額第1号事業支給費	540
			負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	1,013	負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	989

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,406	4,496	90	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	46,585	47,710	1,125	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,125	1,477	352	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	357	464	107	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 52,473	▲ 54,147	▲ 1,674
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	52,473	54,147	1,674	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 52,473	▲ 54,147	▲ 1,674
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 52,473	▲ 54,147	▲ 1,674

備考	物件費の内訳は、ケアマネジメント委託料が46,323千円、審査手数料が1,341千円、介護保険関係検索サービス使用料が32千円、消耗品費が13千円である。また、補助費等の内訳は、高額第1号事業支給費が464千円、高額医療合算第1号事業支給費が1,013千円である。
問題点・課題	○高齢化が進み多種多様なサービス需要が高まる中で、介護度に応じた必要なサービスを受けられるよう、適切なケアマネジメントを実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き適切なケアマネジメントが実施できるようにケアマネジャー等からの相談に応じ、自立を促すよう働きかけていく。	ケアマネジメント新様式の活用や各種申請手続きの電子化を行ったことで、地域包括支援センターやケアマネジャーの負担軽減につながった。	適切なケアマネジメント実施を検討していくために、高齢者の自立支援や介護予防のガイドラインに沿った考え方を啓発していく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-37	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	認知症サポーター等養成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	直井、木村	内線	2666

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-03-02	認知症サポーター等養成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 18 （ 2006 ） 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的	認知症への正しい理解をもち、地域で支えるサポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進する。
対象者等	区内在住・在勤・在学の方
内容	1 認知症サポーター養成講座（所要時間は1時間～1時間30分）地域団体、職域団体、学校等を対象に地域で認知症の理解とその対応方法、家族支援などを学び、認知症の人や家族を支援するサポーターを養成。 2　認知症サポーターステップアップ講座　各地域でチームオレンジ構成要員となるサポーター養成のため、ステップアップ講座を計5回実施。 3　認知症キャラバンメイト養成講座　認知症サポーター養成講座を行う講師を養成。実施主体は都と区のものがあり、登録済みのメイトと企画、運営フォローを実施。
経過	1 H18年度 区のキャラバン・メイト養成講座を開始。H19年度 サポーター養成講座を実施。 2 H24年度から各地域で「キャラバンメイトの会（以下、「メイト会」という）」が結成。H26年度からメイト会ごとに認知症介護教室を実施。 3 H28年度 各地域で公募型認知症サポーター養成講座を実施。また、認知症サポーターステップアップ講座を実施したほか、認知症疾患医療センターあべクリニックとの共催による認知症講演会を開催。 4 H30年度 28～30年度ステップアップ講座の参加者を対象に、ステップアップの会を実施。認知症キャラバンメイト養成講座を隔年実施。 5 R4年度 区の認知症キャラバンメイト養成講座を一旦休止。 6 R6年度 介護教室は認知症講演会に吸収。認知症サポーターステップアップ講座を各圏域で実施。 7 R7年度 メイト会の活動を一歩前進させるため、チームオレンジを結成。（補助はR8年度より開始。）
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族を理解し、認知症になっても安心して地域で過ごせるような地域づくりが求められている。
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	サポーター養成講座回数	47	43	41	45	40	
②	サポーター養成講座受講者数	797	1,062	1,048	1,200	1,200	
③	認知症サポーター数(累計、人)	17,587	18,649	19,697	20,897	18,527	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	関係機関との連携を図りながら、認知症になっても安心して地域で暮らせるまちづくりに向けて地域づくりを継続していく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		2,244	1,834	2,019	2,130	2,342	2,620	2,886
決算額（8年度は見込み）		1,026	1,112	1,128	1,508	1,977	2,025	2,886
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	サポーター養成講座実施回数	12	31	40	47	43	41	45
	サポーター養成講座受講者数	200	706	831	797	1,062	1,048	1,200
	ステップアップ講座実施回数					5	5	5
	ステップアップ講座受講者数					80	95	100

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・共済費	会計年度任用職員	1,510	報酬・共済費	会計年度任用職員	1,657	報酬・共済費	会計年度任用職員	2,108
報償費	養成講座講師謝礼	113	報償費	養成講座講師謝礼	81	報償費	養成講座講師謝礼	194
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	64
需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	337	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	286	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	510
役務費	郵便料等	12	役務費	郵便料等	0	役務費	郵便料等	1
使用料賃借料	養成講座会場使用料	5	使用料賃借料	養成講座会場使用料	1	使用料賃借料	養成講座会場使用料	9

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,163	7,361	3,198	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	355	286	▲ 69	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	116	84	▲ 32	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	232	611	379	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,866	▲ 8,342	▲ 3,476
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,866	8,342	3,476	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,866	▲ 8,342	▲ 3,476
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,866	▲ 8,342	▲ 3,476

備考	補助費等の内訳は、講座における講師謝礼81千円、共済費3千円である。また、物件費は認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座に係る需用費及び会場使用料である。
問題点・課題	○認知症サポーター養成講座等を活用し、様々な方に対し、認知症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を図る必要がある。 ○各チームオレンジが、地域で活動できる体制を整備するため、地域包括支援センターや認知症サポーターと協力し、活動者を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、幅広い世代に向けて普及啓発活動を行う。	今までに実施したことのない小学校で認知症サポーター養成講座を実施する等、幅広い世代に向けての普及啓発活動を実施した。	引き続き、幅広い世代に向けて普及啓発活動が行えるよう、関係機関とも連携していく。
②	チームオレンジについて、メイト、サポーター等の関係者に説明を行い、活動をサポートしていく。	チームオレンジ従事者や区民向けの手引を作成し、運営についての説明会を実施した。また、活動紹介のリーフレットを作成した。	引き続き、チームオレンジの活動内容を周知し活動者が増えるよう、普及啓発活動を推進していく。
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	令和05年09月会議　認知症基本計画について 令和05年09月会議　認知症計画策定の前提となる丁寧な聞き取りについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-38	戦略プラン	● 協働	● 業務	○ 財務 ○ 人事
事務事業名	認知症普及啓発事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	中田	内線	2669

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-02	認知症地域支援・ケア向上事業費
	01-02-18	認知症支援補助事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 12 （ 2000 ） 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的	認知症のある人やその家族等が、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。
対象者等	認知症のある人やその家族等又はその支援団体
内容	1　認知症のある人やその家族等の支援団体に対する補助：「家族会」、「オレンジカフェ」、「チームオレンジ」の活動を支援 2　認知症地域支援推進事業：認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置 3　心の疲れ・物忘れ専門相談：精神科医師による面接または訪問相談を実施（予約制） 4　ものわすれ相談：かかりつけ医認知症研修修了者等による面接相談の実施（予約制） 5　認知症ケアプログラム推進事業：「日本版BPSDケアプログラム」を介護サービス事業所に普及することで認知症ケアの質を向上 6　脳の健康度測定：認知機能の検査を推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進 7　認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、認知症高齢者等見守りシール交付事業：認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができる環境整備の促進
経過	1　認知症のある人やその家族等の支援団体に対する補助：「家族会」：H13年度補助事業開始、「オレンジカフェ」：H27年度補助事業開始、「医療機関連携型認知症カフェ」：H29年度補助事業開始、「チームオレンジ」：R8年度補助事業開始 2　認知症地域支援推進事業：H28年度認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置 3　心の疲れ・物忘れ専門相談：H12年度高齢者専門相談として開始、R8年度から月3回実施 4　ものわすれ相談：H27年度開始（H27年度6回、H28年度20回、H29年度以降年30回実施） 5　認知症ケアプログラム推進事業：R元年度事業開始 6　脳の健康度測定：R4年度試行、R5年度「30分でまるわかり！健康チェック」とあわせて実施。 7　認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、認知症高齢者等見守りシール交付事業：R6年度事業開始
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症のある人やその家族等が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができるような環境整備が求められている。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	認知症カフェの参加者数	1,658	1,946	2,079	3,614	3,614	
②	専門相談事業実件数	69	78	54	72	120	
③	ものわすれ相談実件数	45	40	33	60	60	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	認知症についての普及啓発を図りながら、地域で認知症のある人やその家族等を支える地域づくりを進めていく。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	56,407	56,090	60,160	59,305	56,494	55,302	56,836
決算額（8年度は見込み）	50,749	54,708	57,461	53,692	53,340	53,695	56,836

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
オレンジカフェ数（医療機関連携含む）	17	16	16	15	15	14	14
専門相談事業実件数	75	58	71	69	78	54	72
ものわすれ相談実件数	25	38	39	45	40	33	60
日本版BPSDケアプログラム実施事業所数	3	7	5	1	4	6	5

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談医・講師謝礼	1,953	報償費	相談医・講師謝礼	1,607	報償費	相談医・講師謝礼	2,929
需用費	食糧費・消耗品費	374	需用費	食糧費・消耗品費	845	需用費	食糧費・消耗品費	862
需用費	冊子印刷製本	257	需用費	冊子印刷製本	370	需用費	冊子印刷製本	401
役務費	郵便料	21	役務費	郵便料	36	役務費	郵便料	72
役務費	保険料	174	役務費	保険料	251	役務費	保険料	782
委託料	推進員委託料	50,519	委託料	推進員委託料	50,519	委託料	推進員委託料	50,519
負担金補助等	事業補助金	42	負担金補助等	事業補助金	67	負担金補助等	事業補助金	1,271

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	10,618	11,362	744	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	51,171	51,770	599	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	75	75	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	2,170	1,925	▲ 245	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	75	75	0
賞与・退職給与引当金繰入額	860	1,172	312	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 64,744	▲ 66,154	▲ 1,410
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	64,819	66,229	1,410	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 64,744	▲ 66,154	▲ 1,410
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 64,744	▲ 66,154	▲ 1,410

備考

物件費の内訳は、需用費1,215千円、委託料50,519千円、郵便料36千円である。また、補助費等の内訳は、報償費1,607千円、認知症個人賠償責任保険料251千円、負担金補助等67千円である。

問題点・課題

〇認知症は高齢になると、誰にでも発症する可能性があることから、早期発見・診断につながるよう、ものわすれ相談といった相談窓口等を幅広い世代へ周知する必要がある。
〇オレンジカフェを運営する団体やチームオレンジの自主的かつ安定的な運営をより一層確保することをねらいとした補助制度の改定を行ったため、団体等の活用に繋げられるように周知・啓発を行う。
〇認知症高齢者等個人賠償責任保険及び見守りシール交付事業について、区民に幅広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ものわすれ相談や認知症・うつ専門相談等の相談窓口を周知し、地域で認知症の人を支える体制づくりに繋げる。	ものわすれ相談のポスターを改訂し、掲示範囲を拡大した。認知症・うつ専門相談ではLoGoフォームを導入し、関係者から好評を得た。	各種講座やイベントにおいて相談窓口等の周知を行い、相談窓口への誘導を通じて認知症の早期発見・診断につなげる。
②	引き続き、補助制度の周知を行うとともに、運営者の声を聞きながら、より利用しやすい補助制度となるよう取り組む。	補助制度の周知を行うとともに、団体の安定的な運営の確保に向けて、各種補助制度の見直しを行った。	各種補助制度の改定を各団体へ説明するとともに、適切に利用できるよう、見直しを図った補助制度の周知を行う。
③	各種広報媒体を活用しつつ、関係各所に説明に回る等、区民に幅広く周知する。	区報の特集号をはじめ、様々な媒体を用いて、各種認知症関連事業の周知を行った。	認知症のある人やその家族等を支える地域づくりの推進のため、幅広い世代に認知症関連事業の周知を行う。

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和05年11月会議　認知症基本法の基本理念を高齢者プランに盛り込むことについて
令和05年11月会議　国の介護保険法の改正が区の認知症対策に及ぼす影響について
令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて
令和07年06月会議　高齢者が元気に暮らすための支援について
令和07年09月会議　高齢者の健康づくりについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-39	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	認知症早期発見・早期治療事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	望月	内線	2672

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	認知症初期集中支援推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（○ 8年度　○ 7年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　26　（　2014　）年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、健康増進法
終期設定	○ 有　● 無　（　）年度		
実施基準	● 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	02	介護予防の推進

目的	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を早期に発見し、診断・治療につなげることを目指す。
対象者等	相談対象者：おおむね65歳以上の高齢者、その家族、介護サービス事業者及び関係機関 訪問支援対象者：原則として、区内で在宅で生活する40歳以上の認知症の疑いがある者又は認知症の者で、一定の条件を満たす者
内容	１　認知症支援コーディネーター事業　地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、認知症の早期診断・対応を推進する事業を実施する。 ２　認知症初期集中支援推進事業　医療・介護の専門職及び専門医からなる認知症初期集中支援チームを設置（地域連携型認知症疾患医療センターに委託）し、認知症の方及びその家族に対し初期支援を行う。また、検討委員会を設けて支援チームの活動の検討や検証を行う。 ３　認知症に関する相談は、早期発見につながるため、相談者に対し適切な支援をコーディネートしていく。
経過	平成25年度　認知症早期発見・早期診断推進事業に基づきコーディネーターを配置。 平成27年度　認知症早期発見・早期診断推進事業から認知症支援コーディネーター事業へ名称を変更。 平成28年度　認知症チェックリストを区民へ発送し、認知症の早期発見と周知を実施。 認知症初期集中支援推進事業に関する要綱（実施・認知症初期集中支援チーム）制定。 29年1月からチームを設置し、活動開始。 令和 8年度　認知症初期集中支援チームを地域包括調整係に移管し、制度運用と現場の支援が直結する体制を構築。
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができるような環境整備が求められている。
実施方法	（2一部委託　）　（直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員　） ○認知症支援コーディネーター事業は、直営（常勤職員・会計年度任用職員）により実施 ○認知症初期集中支援推進事業は、委託により実施

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	認知症相談実件数	47	59	43	120	120	
②	認知症初期集中支援チーム利用者数（年度新規）	2	3	5	6	6	
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	事業の有効利用や関係機関と連携しながら、認知症の早期診断・対応に結びつけられるよう推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	3,008	2,312	2,312	2,341	2,190	2,193	2,264
決算額（8年度は見込み）	866	856	617	770	1,012	1,367	2,264

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症相談実件数	145	63	215	47	59	43	120
初期集中支援チーム利用者数（新規）	1	2	1	2	3	5	6

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	検討委員報酬	89	報償費	検討委員報酬	90	報償費	検討委員報酬	179
需用費	食糧費・消耗品費	1	需用費	食糧費・消耗品費	0	需用費	食糧費・消耗品費	3
委託料	認知症初期集中支援チーム	922	委託料	認知症初期集中支援チーム	1,277	委託料	認知症初期集中支援チーム	2,082

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	4,334	3,433	▲ 901	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	922	1,277	355	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	89	89	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	351	354	3	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,696	▲ 5,153	543
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	5,696	5,153	▲ 543	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,696	▲ 5,153	543
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,696	▲ 5,153	543

備考

物件費は、認知症初期集中支援チームの利用実績増の影響で増加している。また、補助費等の全額が認知症初期集中支援チーム検討委員会委員報償費である。

問題点・課題

○ 地域包括支援センター職員やケアマネジャー等に対し、本チームの意義と役割（早期介入、家族支援、医療・介護連携、地域ネットワーク構築）の理解促進が不可欠である。 困難事例対応に留まらない広範な役割を明確に周知することで、関係機関との連携を強化し、効果的な支援体制の確立を図る。
○ 現状の「何もできない絶望的状態」という認知症認識を払拭し、「適切な支援で自分らしく生活継続可能」という新しい認知症観を区民に対して啓発する必要がある。 本チームが初期から支援できることを周知徹底し、ネガティブなイメージを改善することで、早期相談・利用促進を図る。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認知症初期集中支援チームの案内や周知を展開し、認知症の早期発見・早期治療に繋げる。	地域包括支援センター等の関係機関からの相談に対し、初期集中支援チームへの案内を積極的に実施し、利用件数の増加に繋がった。	支援検討の頻度を見直し、包括連絡会に認知症支援コーディネーターも参加することで、適切にチームに繋げる。
②	認知症ケアパスを掲載した冊子の改訂に向け、関係機関から意見を集めるなど、認知症関連の情報等を注視していく。	計画策定の時期の変更に伴い、次年度以降に認知症ケアパスの改訂は見送ったが、関係機関からの情報収集は引き続き実施した。	認知症普及啓発事業で新しい認知症観を普及し、ホームページやチラシを作成し、初期からの支援を区民に周知し早期相談につなげる。
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和05年09月会議　認知症基本計画について
令和05年09月会議　認知症計画策定の前提となる丁寧な聞き取りについて
令和05年11月会議　認知症基本法の基本理念を高齢者プランに盛り込むことについて
令和05年11月会議　国の介護保険法の改正が区の認知症対策に及ぼす影響について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-40	戦略プラン	○ 協働	● 業務	● 財務 ○ 人事
事務事業名	地域包括支援センター事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	加藤	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-06-04	総合相談事業費
	01-23-01	包括的・継続的マネジメント事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 18 （ 2006 ） 年度	根拠法令等	介護保険法、包括的支援事業人員等基準条例
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		荒川区地域包括支援センター事業実施要綱
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野 I	生涯健康都市
	政策 02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策 02	介護予防の推進

目的	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が継続できるよう、介護予防対策並びに保健、医療及び福祉に係る各種サービスを総合的に提供するとともに、関係機関との連絡調整等を中心的に行い、もって当該高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。
対象者等	原則として65歳以上の者及びその家族等
内容	(1)総合相談支援…相談を通じて高齢者の状況を把握するとともに民生委員や介護サービス事業者、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な機関、制度、サービスの利用に繋げる等の支援を行う。 (2)権利擁護…虐待等の権利侵害の予防や対応、判断能力が低下し自己決定が難しい高齢者の権利行使の支援（成年後見制度の申立て支援）を行う。 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援…医療機関や介護サービス事業者等の関係機関が相互に連携し高齢者を支援できるよう、ケアマネジャーに対し専門的な見地からケアプラン作成技術等の指導、助言、相談を行う。また、支援困難事例に係るサービス担当者会議の開催支援、研修会の開催等を行う。 ○上記(1)～(3)のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防ケアマネジメント、「地域ケア会議推進事業」の地域ケア会議を実施。また、各担当地域で、認知症地域支援推進員が、区が実施する各種認知症施策の推進・普及啓発・連携調整等を、生活支援コーディネーターが、地域活動の相談・支援等を行う。
経過	平成18年4月　区内5か所に地域包括支援センターを設置。社会福祉法人に運営を委託 平成25年10月　東尾久地区、東日暮里地区に地域包括支援センターを各1か所増設 平成27年4月　地域包括支援センターが実施する包括的支援事業の人員等の基準に関する条例施行 平成27年8月　南千住地区に南千住西部地域包括支援センターを増設 平成28年4月　各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置 平成28年度　地域包括支援センターの業務評価方法を見直し 平成29年度　前年度の事業について法人による自己評価及び区による自己点検を実施 平成30年度　第7期プランにて圏域の見直しに伴い、1圏域に1つのセンターを設置 機能強化のため生活支援体制整備事業及びセンター長業務として1名配置 令和4年度　センター長、生活支援コーディネーターの業務量増加のため専任の職員を1名ずつ配置 令和7年度　条例改正により人員配置の際、常勤換算方式等の適用ができる旨を規定
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組み作りの中核機関として、重要な役割を担っている。法及び条例等に基づき設置する機関であり、必要性は高い。
実施方法	（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 社会福祉法人に委託　（委託先）南千住東部・西部地域：カメリア会、荒川地域：奉優会、町屋地域：北養会、東・西尾久地域：あそか会、東・西日暮里地域：聖風会

指標		事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
	①	総合相談延べ件数（件）	69,177	67,119	72,430	72,430	73,000	（実績値）
	②	権利擁護に関する相談・支援述べ件数（件）	4,996	5,397	6,308	6,308	6,400	（実績値）
	③	ケアマネジメントに関する相談・支援述べ件数（件）	4,542	5,172	5,962	5,962	6,000	（実績値）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
重点的に推進	重点的に推進	地域における高齢者の総合相談窓口として、迅速かつ適切に対応するため、引き続き重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	281,575	295,787	340,907	338,741	332,420	331,566	328,861
決算額（8年度は見込み）	274,917	271,276	313,749	318,310	322,494	327,678	328,861

実績の推移 事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総合相談件数	70,623	75,146	69,822	69,177	67,119	72,430	72,430
二次予防事業対象者把握事業実施数（延べ）	―	―	―	―	―	―	―
二次予防事業対象者介護予防プラン作成数	―	―	―	―	―	―	―
第1号被保険者数（年度末現在）	50,082	49,716	49,366	49,040	48,648	48,449	48,449

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域包括支援センター運営業務委託	182,612	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	187,793	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	188,804
委託料	地域包括支援センター運営業務委託	138,926	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	138,926	委託料	地域包括支援センター運営業務委託	138,926
報償費	専門職によるスーパーバイズ、財務診断謝礼	956	報償費	専門職によるスーパーバイズ	959	報償費	専門職によるスーパーバイズ	987
						報償費	プロポーザルによる外部委員報酬、財務診断費用	143
						需用費	プロポーザル外部委員用お茶	1

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用 給与関係費	7,223	10,205	2,982	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	321,538	326,719	5,181	国庫支出金	185,543	177,903	▲ 7,640
維持補修費	0	0	0	都支出金	86,327	83,151	▲ 3,176
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	956	959	3	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	87,568	86,955	▲ 613
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	359,438	348,009	▲ 11,429
賞与・退職給与引当金繰入額	585	1,053	468	行政収支差額(a)-(b)=(c)	29,136	9,073	▲ 20,063
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	330,302	338,936	8,634	通常収支差額(c)+(d)=(e)	29,136	9,073	▲ 20,063
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	29,136	9,073	▲ 20,063

備考	
	物件費は地域包括支援センター業務の委託料326,719千円である。行政収入のうち、その他は一般会計からの繰入金である。

問題点・課題	
	○地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するため、業務評価等により個々の課題を把握し、対策を検討する必要がある。 ○地域性の違いはあるが、各地域包括支援センター間でノウハウや情報等を共有し、また、区の後方支援体制を強化することで全体のレベルアップを図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	包括が受けるケースの多重化・複雑化へ対応するため、今後も人員体制を強化するなど、安定した運営ができる体制を整備していく。	多重化・複雑化する課題に対して、包括職員の個々の専門性を生かし、チームとして対応できるよう、後方支援体制を強化した。	重層的支援体制整備事業の実施に当たり、多様化する案件に対し、関係機関との連携体制の構築に努める。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	介護保険法に定める区市町村の法定事務である。								

議会質問状況（要旨）	
	令和06年02月会議　単身高齢者等の総合支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-41	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	医療福祉相談事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	川合	内線	2668

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	医療福祉相談事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 56 （ 1981 ） 年度	根拠法令等	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進

目的

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、在宅において療養する高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。

対象者等

65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。

内容

(1) 高齢者の入所・入退院、介護療養等に関する相談
(2) 医療福祉制度利用に関する相談
(3) 区民及び関係者向け「社会資源情報」の作成
(4) 医療関係者や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成
(5) 24年度から開始した「荒川区在宅療養連携推進会議」と連動してネットワークを強化
(6) 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（平成24年度から）

経過

平成20年度　医療連携会議を開始
平成21年度　医療福祉相談を訪問指導事業から独立
平成24年度　区内老人保健施設の療養情報提供書の共通書式化を実施
平成25年度　「医療と介護の連携のための関係機関名簿」の発行、連携シート検討・作成
平成26年度　連携シート作成・試行
平成27年度　連携シート施行
平成29年度　「医療マップ」発行
平成30年度　介護報酬改定に伴い連携シート見直し・区のホームページに掲載
令和元年度　医療ソーシャルワーカー連絡会の開催、区内訪問診療実施医療機関の調査を実施、近隣区大学病院等への医療連携シートの周知
令和４年度　「介護事業者・医療・地域資源情報検索システム」サイトに医療機関情報を掲載

必要性

医療福祉等の相談件数も増加しており、近接する医療機関との情報交換や、関係機関との顔の見えるネットワークの構築を図るため、在宅での療養を支援する医療福祉相談の体制を強化することは重要である。

実施方法

（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	医療連携会議出席者数（数）	213	157	150	160	160	延べ人数
②	連携会議参加者満足度（%）	95%	98%	98%	98%	98%	参加者アンケート結果において把握
③	チームケアの情報共有における連携シートの活用率（%）	93%	98%	-	100%	100%	シート利用者のうちチームでの情報共有に活用している割合

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	高齢者の在宅療養や入退院時の相談支援を充実するとともに、医療と介護の連携を推進する必要がある。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	7,906	7,599	7,586	6,704	8,883	9,019	9,269
決算額（8年度は見込み）	6,837	7,254	4,811	5,393	8,759	4,609	9,269

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	医療福祉相談件数	548	729	751	1,084	1,145	1,266	1,150

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	非常勤医療福祉相談員・繁忙事務補助	8,662	報酬等	非常勤医療福祉相談員	4,585	報酬等	非常勤医療福祉相談員	9,121
報償費	講師謝礼	49	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	83
需用費	消耗品費・食糧費	3	需用費	消耗品費・食糧費	0	需用費	消耗品費・食糧費	13
役務費	郵券	13	役務費	郵券	0	役務費	郵券	20
使用料	医療連携会議会場費	32	使用料	医療連携会議会場費	24	使用料	医療連携会議会場費	32

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	8,336	5,629	▲ 2,707	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	250	92	▲ 158	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	84	25	▲ 59	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	46	21	▲ 25
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	46	21	▲ 25
	賞与・退職給与引当金繰入額	90	203	113	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,714	▲ 5,928	2,786
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,760	5,949	▲ 2,811	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,714	▲ 5,928	2,786
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,714	▲ 5,928	2,786

備考	
	物件費は医療福祉相談員の旅費及び医療連携会議の会場費である。行政収入の内、その他は会計年度任用職員の雇用保険料の自己負担分である。

問題点・課題	
	○高齢者の住居、施設、制度活用等に関する相談が多い。相談者の状況に応じ適宜情報提供を行えるとよいが、施設情報などをオンタイムで確認するシステム等がない。 ○高齢者分野だけでなく、地域医療全体を担う部署との連携を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ICTの促進など関係部署と検討をすすめる。	地域医療の一環として在宅医療と介護の連携の在り方について、地区医師会及び関連部署との課題共有を図り検討を行うことができた。	地区医師会で推進しているシステムの利用について介護事業者等に対して周知を図っていく。
②	ICTサービスの普及に伴い、一元的に医療機関等の収集、閲覧ができる体制が整っているため、支援者への周知を図っていく。	国で運営する情報掲載サイトについて、事業者に対して周知を図った。	国や都は、24時間医療体制の整備、災害時の取組等と並行して本事業の実施を推進しているため、関係部署との連携強化を図る。
③	引き続き、医療関係機関や介護事業所等の情報収集や配布資料の作成を行い、窓口での相談を充実させる。	主に施設入所等に関する相談の際に、収集した情報やパンフレットなどの資料を相談者に提供することができた。	

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-42	戦略プラン	○ 協働	○ 業務	○ 財務 ○ 人事
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	川合	内線	2668

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-02	医療と福祉の連携推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 24 （ 2012 ） 年度	根拠法令等	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進

目的	医療・介護のニーズをもつ高齢者が、住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状、問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的とする。
対象者等	区、荒川区医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、医療福祉相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保健施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、都及び区社会福祉協議会、家族の会、在宅医療専門家等
内容	平成27年度から市区町村が行う事業として介護保険法に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられた。同事業の8つの事業項目の構成が令和2年度に見直され、市区町村は、地域の実情に応じて、以下の（ア）～（キ）の7つの事業項目をPDCAサイクルに沿って取組むよう求められている。 （ア）地域の医療・介護の資源の把握　（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援　（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 （カ）医療・介護関係者の研修　（キ）地域住民への普及啓発 ・荒川区在宅療養連携推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 ・在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施
経過	【在宅療養連携推進会議】（平成24年度開始） 令和５年度　３回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取り組みについて、第9期高齢者プランの策定状況について、令和5年度医療連携会議の報告について） 令和６年度　１回開催（医療と介護の連携シート（荒川区標準様式）の一部改定について「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」について、他自治体の取組について〈府中市〉） 令和７年度　１回開催（荒川区における地域ケア会議・テーマ別・中央会議の取組について） 【区民向け講演会　住み慣れた街で最期まで】（平成28年度開始） 令和６年度　未開催 令和７年度　内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル補助事業を活用し開催 「能登半島地震から学ぶ～誰も取り残さないためには～」
必要性	地域包括ケアシステムを構築するには、在宅での療養を支えるために、切れ目のないサービスを提供する必要があり、医療と介護の連携強化は非常に重要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	在宅療養連携推進会議の開催数（回）	3	1	1	3	3	8年度は高齢者プラン作成の年のため３回開催の予定
②							
③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	在宅療養体制の整備（看取りの体制を含む。）を通じて、医療と福祉の連携を図る必要がある。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	840	582	578	794	574	537	664
決算額（8年度は見込み）	436	506	435	644	239	153	664

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	在宅療養連携推進会議開催数	2	2	2	3	1	1	3

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	235	報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	128	報償費	推進会議委員報酬、講師謝礼等	618
需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	4	需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	3	需用費	委員・講師用飲料水、消耗品	22
役務費	会議録作成	0	役務費	会議録作成	0	使用料及び賃借料	講演会会場費	24
使用料及び賃借料	講演会会場費	0	使用料及び賃借料	講演会会場費	22			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	722	817	95	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	4	25	21	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	235	128	▲ 107	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	59	84	25	行政収支差額(a)−(b)=(c)	▲ 1,020	▲ 1,054	▲ 34
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,020	1,054	34	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,020	▲ 1,054	▲ 34
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)−(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,020	▲ 1,054	▲ 34

備考

補助費等の減少は、在宅療養連携推進会議の開催回数の減少に伴い、委員への報償費の全体額が減少したことによるものである。

問題点・課題

〇医療と介護の連携において、多職種間の連携をより強化していくことが課題となっているが、医師や地域医療
　の担い手との連携について組織間で調整していく必要がある。
〇医療機関、介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報について、双方が効果的に共有し、連携を
　更に図れるようにしていく必要がある。
〇本事業においては高齢者分野における在宅療養を取り扱っている。他事業においてその他分野の在宅療養に

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅療養と看取り、ＡＣＰの区民への周知方法について検討をすすめる。	２年に１度更新されるまるごとシニアガイド特集ページを利用し、ＡＣＰについて周知を行った。	他の事業（地域ケア会議、生活支援体制整備事業など）と連携しながら、区民に対してＡＣＰについて周知を図っていく。
②	引き続き、連携シートの活用状況の把握及び新規事業所への周知を行う。	在宅医療の推進と介護との連携をより進めていくため、関係部署と連携した体制の構築について検討を行った。	地域特性を踏まえた、医療と介護の連携について、関係部署とともに効果的な推進方法について検討を進める。
③			

他区の実施状況

（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-43	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	在宅療養推進基盤整備事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	西塔	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-19-01	在宅療養推進基盤整備事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 30 （ 2018 ） 年度	根拠法令等	荒川区在宅療養推進基盤整備事業補助金交付要綱、荒川区在宅療養後方支援病床実施要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野 I	生涯健康都市
	政策 02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策 06	在宅医療・介護の連携推進

目的	地域包括ケアシステムにおける在宅療養について区民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ＩＣＴネットワークの活用等により効果的に情報を共有しつつ、多職種の連携体制の強化を図り在宅療養患者を支える体制を構築する。
対象者等	【ＩＣＴ】一般社団法人荒川区医師会（以下「医師会」という。）及びこれを構成する医療機関。 【後方支援病床】区内で訪問診療を行っている医療機関と利用している区民、入院先となる医療機関。
内容	【ＩＣＴネットワークの活用】 地域包括ケアシステムにおける在宅療養の促進に関する医師会の取組みを支援することにより、多職種の連携を図るとともに、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築する。 【後方支援病床事業】 医療的なケアが必要な高齢者が在宅で安心して生活できるよう、在宅療養中の高齢者が必要に応じて一時的に入院できる病床を確保し、在宅で十分な医療ケアが受けられる体制づくりを行う。
経過	平成30年8月　医師会とＩＣＴ・後方支援病床事業について打合せ実施。 平成31年2月　在宅療養推進事業補助金交付要綱を制定。 平成30年度　医師会のＩＣＴを活用した情報共有システムへの補助実施。 令和元年度10月　医師会に業務委託し、後方支援病床事業実施。
必要性	急速な高齢化が進む中、住み慣れた街で安心して暮らし続けたいという高齢者の思いを支えるために、ＩＣＴを活用し、支援者が効果的に情報共有できる仕組みを構築するとともに、必要な時に入院できる病床の確保など、高齢者が安心して在宅療養を継続できる体制の構築が必要である。
実施方法	（ 2ー部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	後方支援病床事業利用数（件）	1	0	0	ー	ー	実績値
②							
③							

事務事業の分類 8年度	事務事業の分類 9年度	分類についての説明・意見等
改善・見直し	休止・完了	医師会と協議した結果、ICTの推進は24時間医療体制の構築事業等とあわせて健康部が医師会と連携・実施し、後方支援病床はかかりつけ医と医療機関との連携体制が構築できていることから本事業を完了とする。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	10,046	2,781	1,757	1,357	1,357	1,357	728
決算額（8年度は見込み）	766	716	709	709	688	629	728

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	後方支援病床事業利用数	3	0	1	1	0	0	ー

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	後方支援病床事業委託料	600	委託料	後方支援病床事業委託料	0	負担金補助及び交付金	カナミックシステム補助	728
負担金補助及び交付金	カナミックシステム補助	660	負担金補助及び交付金	カナミックシステム補助	600			
			償還金利子及び割引料	消費税仕入控除税額返還（都）	29			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	722	817	95	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	330	300	▲ 30
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	688	629	▲ 59	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	56	0	▲ 56
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	386	300	▲ 86
	賞与・退職給与引当金繰入額	59	84	25	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,083	▲ 1,230	▲ 147
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,469	1,530	61	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,083	▲ 1,230	▲ 147
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,083	▲ 1,230	▲ 147

備考	補助費等は医師会で運用しているＩＣＴシステムへの補助金及び消費税仕入控除税額に係る東京都への返還金である。行政収入のその他は消費税仕入控除税額確定に伴う医師会からの返還金である。

問題点・課題	○高齢者の在宅医療だけでなく地域医療全体の取組みとして、ＩＣＴの促進を図っていく体制が課題となっている。 ○訪問診療時のかかりつけ医が協力医療機関と入院の調整を行うため、各医療機関や訪問看護ステーション、介護事業者との関係構築が不可欠である。 ○後方支援病床事業については、地域の医療機関内での連携体制が整備されてきた背景もあり、医師会と相談の上、事業自体の見直し又は廃止の検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都や医師会、他部署と、ICTの促進に関して、今後の方向性等の検討をすすめる。	地区医師会及び地域医療を担当する部署と課題を共有し、今後の事業の方向性について検討を深めることができた。	地区医師会等と調整し、新たな体制でICT推進を図っていくこととなった。今後、関連部署と連携し進めていく必要がある。
②	後方支援病床事業の趣旨等を区内医療機関や介護事業者等へ周知するとともに、必要性を含め事業の継続について検討する。	地区医師会及び地域介護事業者等との調整を踏まえ、令和7年度末で事業を終了することとなった。	
③			

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	令和06年11月会議　在宅介護・看護へのサポート体制の強化について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-44	戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	生活支援体制整備事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	石黒	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-04-01	その他生活支援サービス事業費
	01-22-01	地域介護予防活動支援事業費
	01-24-01	生活支援体制整備事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 27 （ 2015 ） 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野 I	生涯健康都市
	政策 02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策 03	高齢者の在宅生活の支援

目的

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援体制整備事業を充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体や企業等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。

対象者等

１８歳以上の区民

内容

1 生活支援コーディネーターの配置：地域資源や地域活動者、地域活動団体等の発掘・支援を行う。
2 社会資源の把握・開発：社会資源を把握・分析し地域特性に応じたサービスの開発支援を行う。
3 区民向け講演会の開催：互助の支え合いによる地域づくりに向け、意識の醸成を図る。
4 地域活動報告会の開催：地域活動者の報告や意見交流を行い、超高齢社会に向けた互助の支え合いによる地域づくりへの理解を深め事業への参画を促す機会とする。
5 見守り支援員銭湯派遣事業：要支援２までの一人で入浴する事に不安がある高齢者を対象に、区内銭湯にて見守り支援員によるみまもりを実施することで、自立支援の向上を図る。
6 送迎サポーター事業：住民が住民を支える事業として、自宅から実施会場まで送迎支援を行う。
7 住民主体による地域介護予防活動支援事業：地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し運営経費に充てるための補助金を交付する。
8 生活支援協議体の開催：第一層及び第二層において日常生活の地域課題等を検討する。

経過

平成29年度　事業普及啓発のための高齢者福祉寄席を開催（区民向け講演会）／地域活動啓発地区別報告会を開催（8か所）／地域活動者「担い手」の送迎を試行開始
平成30年度　地域包括支援センターに生活支援体制整備事業業務委託／見守り支援員銭湯派遣事業開始
令和元年度　地域活動送迎事業を開始／地域活動報告会や生活支援協議会等の体制整備を図る
令和 2年度　見守り支援員派遣事業会場を８か所に拡大／住民主体による地域介護予防活動支援事業の補助金交付団体を受付開始／第一層と第二層の生活支援を検討する協議会を開催
令和 3年度　地域資源情報サイト構築／住民主体による地域介護予防活動支援事業の拡大
令和 4年度　地域資源情報サイト開設／第二層生活支援コーディーネーター1名包括支援センター配置
令和 5年度　見守り支援員銭湯派遣事業の会場を10か所に拡大/多世代食堂事業の開始
令和 7年度　住民主体による地域介護予防活動支援事業の効果を把握し拡充を図る

必要性

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援体制整備事業を充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体や企業と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。

実施方法

（ 2ー部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

高齢者福祉課1名及び各地域包括支援センターに生活支援コーディーネーター1名を配置し、地域資源や活動者等の把握、地域活動の支援及びネットワークの構築を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	要介護（支援）認定率（%）	20.0%	20.7%	21.3%	19.0%	18.9%	全国平均を目標値として設定
②	送迎サポーター登録数（人）	45	45	48	70	70	高齢者の移動支援の充実
③	地域活動報告会開催数（回）	8	8	8	8	9	各圏域（８圏域）毎に開催後、全域を対象に開催予定

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	人生１００年時代に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅生活の継続を図るために、高齢者一人ひとりのニーズに対応できる生活支援体制やアンオフィシャルサービスの構築を推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		58,735	67,200	78,377	83,817	89,088	95,808	96,563
決算額（8年度は見込み）		57,192	59,908	72,290	78,367	79,498	86,492	96,563
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	区民向け講演会	0	1	1	1	1	2	1
	地域パートナー団体数（累計）	6	10	14	18	30	34	40
	地域活動報告者の意見交換会	0	1	1	1	1	1	1
	送迎（担い手）交流会	0	1	2	0	1	1	1

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	2,712	報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	5,117	報酬等	非常勤生活支援コーディネーター	5,289
報償費	講演会講師等謝礼	338	報償費	講演会講師等謝礼	804	報償費	講演会講師等謝礼	1,091
需用費	チラシ用紙等	21	需用費	飲料代、チラシ用紙等	29	需用費	飲料代、チラシ用紙等	125
役務費	郵送料	13	役務費	郵送料	15	役務費	郵便料・手数料	110
委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	70,207	委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	72,649	委託料	銭湯派遣、コーディネート業務、地域資源情報サイト	80,263
使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	47	使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	58	使用料及び賃借料	講演会等会場使用料	85
負担金補助及び交付金	地域介護予防活動支援事業補助金	6,160	負担金補助及び交付金	地域介護予防活動支援事業補助金	7,820	負担金補助及び交付金	地域介護予防活動支援事業補助金	9,600

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,450	7,142	2,692	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	70,343	72,754	2,411	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	6,511	8,632	2,121	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	14	28	14
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14	28	14
	賞与・退職給与引当金繰入額	146	279	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 81,436	▲ 88,779	▲ 7,343
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	81,450	88,807	7,357	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 81,436	▲ 88,779	▲ 7,343
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 81,436	▲ 88,779	▲ 7,343

備考

物件費の多くは，地域包括支援センターの生活支援コーディネーター配置にかかる業務委託料(49,463千円)，見守り支援員銭湯派遣事業の業務委託料(22,352千円)，地域資源情報提供システム運用等の業務委託(475千円)である。

問題点・課題

〇生活支援コーディネーターが主となり、地域特性を活かして、地域住民の自主的な地域活動と区内事業所等連携した活動を推進する必要がある。
〇地域活動の参加を支援する送迎サポーター登録は18歳以上としているが、現状は高齢者が多く、育児中の若年層の担い手育成など多事業等の連携や制度の再構築を行い、新たな事業としていく必要がある。
〇超高齢社会に対応するため住民主体による地域介護活動支援事業の拡充と高齢者の生活を支える団体数を拡大し、共生社会の実現のため、属性を超えた重層的な対応ができるよう他機関等連携を推進する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	共生社会の実現に向け、小中学生を含めた区民を対象に講演会や交流会を第二層生活支援コーディネーターと共に開催する。	南千住東部･町屋･東尾久地域にある小学校に高齢者体験や認知症サポーター養成講座等依頼をし、南千住東部地区にて開催を実施した。	小中学校校長会等に出向き、これから迎える超高齢社会において、高齢者福祉教育の必要性等を説明し、協同開催できるよう取組む。
②	住民が主役で実施する介護予防活動の必要性と重要性を周知するために、区民向けの事業説明会を開催する。	区報等で周知し、住民主体の団体の協力を得て、「区民向け説明会」を開催し、約７０名が参加した。	健康づくりや地域活動への参加の必要性等を周知するため、「区民向け説明会」を地域ごとに開催する。
③	高齢者の地域活動への参加が、どのような介護予防効果をもたらしているか専門的な評価を行い、今後の施策に反映していく。	参加者及び従事者を対象に、健康状況や参加意欲の評価を東京都立大学、荒川リハネットの専門職に依頼し効果測定を実施した。	住民主体の団体へ参加した効果を区報や機関紙等を活用して周知するとともに、継続して参加者及び従事者への効果測定を実施する。

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

令和06年09月会議　高齢者の健康づくりについて
令和07年06月会議　高齢者が元気に暮らすための支援について
令和07年06月会議　高齢者の外出支援について
令和07年06月会議　住民主体の介護予防事業活動へのコンテンツ提供と研修について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-45	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	地域ケア会議推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	加藤	内線	2676

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	地域ケア会議推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 24 （ 2012 ） 年度	根拠法令等	介護保険法 荒川区地域ケア会議設置運営要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	13	福祉の基盤整備

目的	地域包括ケアシステム構築のために関係者が個別ケースや地域の課題を共有するとともに、課題の解決に向け、関係者や関係機関等が連携して、ネットワークの構築や新たな資源の開発、事業化の推進等について意見交換や検討を重ね、高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の更なる整備を図る。
対象者等	介護サービス事業所、介護支援専門員、利用者及びその家族、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）
内容	1　地域ケア会議の実施 （１）圏域会議 【個別】各地域包括支援センターが運営主体となり、地域包括支援センター職員、専門職、区職員が参加し、個別ケースの課題整理、支援方針や目標を明確にする等介護支援専門員へのＯＪＴを実施する。その上で個別ケースの検討を通して、ケアマネジメント力の向上とともに地域課題を把握する。 【テーマ別】把握した地域課題のうち、課題解決に向けて、より検討を深める必要がある課題について、そのテーマに応じた関係者を集め検討を行う。 （２）中央会議 区が地域包括支援センターと協働して開催する。区関係部署の職員、地域包括支援センター職員、専門職等が参加し、圏域会議で把握した課題等について整理・検討し、地域資源を活用した新たなサービスの創出や仕組みづくりを推進する。
経過	平成24年度　地域ケア会議（圏域会議・中央会議）開始 検討対象は、軽度者（二次予防事業対象者、要支援者、要介護者1・2）が中心 中央会議・圏域会議いずれもケース検討を実施 平成26年度　地域包括ケア多職種協働運営支援事業を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 圏域会議は個別ケースの検討、中央会議は地域課題の整理・新たなサービスを検討 平成27年度　圏域会議の検討対象を軽度者に限定せず実施 平成28年度　圏域会議・司会進行役の会議運営力向上を図る研修を実施(圏域会議進行シート作成) 圏域会議関係者を対象に、「公開圏域会議」を開催 平成30年度　圏域会議に自立支援及び重度化防止の強化を図るため隔月でリハビリ専門職を助言者として派遣を開始。（平成31年度から地域リハビリテーション活動支援事業へ） 令和6年度　地域ケア会議を個別とテーマ別の2種類に分けて開催。
必要性	介護に関わる関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けたネットワークの構築、新たな資源開発、事業化の推進のために意見交換や検討を重ね、ともに向上を図る場として、地域ケア会議は必要である。
実施方法	（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 個別会議は各地域包括支援センターが奇数月に月１回開催。偶数月はテーマ別会議を月２回開催。中央会議は区が開催する。各会議にはアドバイザーとして専門職を区から派遣し多職種で検討を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	圏域会議検討ケース数（件）	97	48	46	40	40	実績値
②	地域課題（累計件数）	71	59	31	23	23	実績値
③	解決・終結した地域課題（件）	12	36	4	1	3	解決・終結実績値

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
継続	継続	地域包括ケアの推進に向けた地域課題の抽出及び解決策を検討するため、継続して実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額	1,344	1,319	1,321	1,299	1,335	1,047	970
決算額（8年度は見込み）	651	1,096	1,096	1,026	950	651	970

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	地域ケア会議実施数（検討ケース数）	66(112)	99(97)	98(95)	97(97)	49(48)	47（46)	41(40)
	①中央会議実施数	2(-)	3(-)	3(-)	2(-)	1(-)	1(-)	1(-)
	②圏域会議実施数（検討ケース数）	64(112)	96(97)	95(95)	95(97)	48(48)	46(46)	40(40)

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	アドバイザー報酬	950	報償費	アドバイザー報酬	651	報償費	アドバイザー報酬	964
			使用料	中央会議会場費	0	使用料	中央会議会場費	6

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	1,445	817	▲ 628	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	950	651	▲ 299	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	117	84	▲ 33	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,512	▲ 1,552	960
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,512	1,552	▲ 960	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,512	▲ 1,552	960
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,512	▲ 1,552	960

備考	補助費等は地域ケア会議アドバイザーへの報酬費（651千円）である。

問題点・課題	個別ケア会議は、ケアマネジャーが事例を提出しやすくなるような工夫が必要である。 テーマ別会議を令和６年度から開始した。今後、この会議で検討した内容（施策や啓蒙など）をどのように地域で展開していくか、その方法についての検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	検討テーマごとに参加者を固定することで、地域課題の解決に向けてより具体的な解決策を検討する。	庁内の関係部署へ出席を求め、課題を共有し、地域課題の解決に向けて検討を深めることができた。	地域ケア会議全体の実施体制を見直し、より効果的な地域課題の整理や検討等が行える仕組みづくりに努める。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-46	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者補聴器助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	古崎	内線	2675

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-20	高齢者補聴器助成事業費

事務事業の種類	● 新規事業 （ ○ 8年度 ● 7年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	令和 4 （ 2022 ） 年度	根拠法令等	高齢者補聴器購入費助成金交付要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援

目的

加齢が原因で、聴力が低下する老人性難聴の方を対象に、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力低下による閉じこもりを防止するとともに、日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促す。

対象者等

区内に住所を有する満65歳以上の者で、次の要件のいずれにも該当するもの
・医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める者（中等度難聴程度）であること
・障害者総合支援法第７６条第１項に規定する補装具費の支給を受けることができないこと

内容

① 相談
区民から相談があった場合、区は対象要件を確認し、助成金交付申請書を配付する。
② 耳鼻咽喉科の受診
耳鼻咽喉科を受診し、検査のうえ医師が補聴器の使用を必要と認めた場合は、上記申請書にその意見を記載してもらい区に申請する。（診察料・検査料・証明書等は自己負担）
③ 決定
区は助成金交付申請書の内容を確認し、助成金交付決定通知書を送付する。
④ 補聴器を購入
申請者は補聴器を購入し、領収書等の写し及び助成金請求書を区に提出する。
⑤ 助成
区は助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに助成金を支払う。（上限額７２，４５０円）

経過

令和４年６月　事業開始
令和５年４月　住民税非課税の方から前年の合計所得金額が３５０万円未満の方に対象者を拡大
令和６年４月　対象者拡大のため、所得３５０万円以上の方も対象とする
令和６年５月　助成額の上限を２５，０００円から７２，４５０円へ増額(令和６年４月に遡って適用)

必要性

会話等が聞きとりやすくなることによる生活の質の向上や、積極的な社会参加を促すために必要である。

実施方法

（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

区で申請を受け付け、医師の診断書等の必要書類を確認のうえ、補聴器購入費の助成を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	補助件数（件）	158	309	337	363	350	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促すため、対象者を拡大して推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		―	3,010	4,730	22,058	24,421	26,305
決算額（8年度は見込み）		―	2,204	3,935	22,056	24,010	26,305

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	補聴器助成実施件数			88	158	309	337	363

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	4	需用費	消耗品	5	需用費	消耗品	5
その他の補助金	補聴器購入費助成事業	22,052	その他の補助金	補聴器購入費助成事業	24,005	その他の補助金	補聴器購入費助成事業	26,300

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	4,045	4,578	533	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	4	5	1	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	13,043	14,130	1,087
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	22,052	24,005	1,953	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	13,043	14,130	1,087
	賞与・退職給与引当金繰入額	328	472	144	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,386	▲ 14,930	▲ 1,544
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	26,429	29,060	2,631	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,386	▲ 14,930	▲ 1,544
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,386	▲ 14,930	▲ 1,544

備考	行政収入の都支出金には高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金（補助率１／２）が計上されている。

問題点・課題	○高齢者に対して引き続き助成制度の内容を周知していく。 ○申請・決定後、年度内に購入し請求するよう促していく。 ○都や他区の動向を見ながら、引き続き事業内容等を適切に検討する。 ○申請書交付等の窓口対応業務の負担が大きい。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き医師会や介護事業者等と連携し事業の周知に努める。	医師会や介護事業者等と連携し事業の周知を図った。	引き続き医師会や介護事業者等の関係機関と連携し事業の周知、運用改善に努める。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	新宿区は現物支給、江東区は現物支給と費用助成の両方、その他の２０区は費用助成を行っている。

議会質問状況（要旨）	令和08年02月会議　補聴器の購入費用助成について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-50	戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務　○ 人事
事務事業名	シルバーパス購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	荒川、大橋	内線	3778

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-21	シルバーパス購入助成事業費

事務事業の種類	● 新規事業　（○ 8年度　● 7年度　）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	令和　7　（　2025　）年度	根拠法令等	荒川区シルバーパス購入費助成金交付要綱
終期設定	○ 有　● 無　（　　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的

高齢者の外出の機会を促進し、認知機能の低下及び閉じこもりを予防するとともに社会参加を図り、高齢者の健康寿命の伸延に寄与するため

対象者等

①申請時に荒川区内に住所を有し、満70歳以上である。
②当該年度の東京都シルバーパスを6,000円又は12,000円で購入し、現に保有している。
③前年の合計所得金額135万円超の者

内容

東京都シルバーパスを購入して区へ申請を行った対象者に対し、助成金を口座振込により交付する。
（１）助成額　　5,000円（6,000円でパス購入の場合）又は11,000円（12,000円でパス購入の場合）
　　※自己負担額が1,000円となるよう助成する。
（２）申請方法　郵送又はオンライン申請
（３）交付方法　申請書に記載の指定口座へ振り込む。
（４）問い合わせ対応
　①コールセンター　業務繁忙時期に設置
　②相談窓口　がん予防・健康づくりセンター４階に設置

経過

令和７年１０月　事業開始
令和８年　４月　本事業の効果を把握し、今後の事業改善等に反映させるため、アンケート調査を実施

必要性

区内には、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーなど、シルバーパスを活用できる交通手段が複数あり、これらの交通手段を利用して外出することは、高齢者のフレイル予防や健康寿命の延伸に繋がるため、本事業による外出支援や外出促進の取組みは必要性が高い。

実施方法

（2ー部委託　）　（直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員　）
コールセンター業務については株式会社グロップに委託（令和７年度）

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	助成件数（件）			3,292	4,000	4,000	各年度３月末現在
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	高齢者のフレイル予防や、健康寿命の延伸において高齢者の外出支援は重要であるため引き続き推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額						56,180	63,831
決算額（8年度は見込み）						51,876	63,831

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	助成件数（件）						3,292	4,000

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	消耗品、申請書等の印刷	1,310	需用費	消耗品、申請書等の印刷	1,177
			役務費	郵便料、人材派遣等	8,705	役務費	郵便料、人材派遣等	14,013
			委託料	コールセンター委託	5,387	委託料	コールセンター委託	4,641
			備品購入費	プリンター、キャビネットの購入	262	負担金補助及び交付金	シルバーパス購入費助成金	44,000
			負担金補助及び交付金	シルバーパス購入費助成金	36,212			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	0	22,561	22,561	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	15,664	15,664	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	36,212	36,212	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		2,327	2,327	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲ 76,764	▲ 76,764
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	76,764	76,764	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 76,764	▲ 76,764
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 76,764	▲ 76,764

備考	物件費の主なものは、人材派遣費用（令和7年度：7,670千円）とコールセンター委託費用（令和7年度：5,387千円）である。補助費等は、すべてシルバーパス購入費助成金である。

問題点・課題	○令和8年度より都においてシルバーパスのＩＣカード化（パスモと一体化）が予定されていることから、都や東京バス協会等との連携を図りながら助成金の申請手続きの見直しを行う。 ○シルバーパスを本来1,000円で購入できる方が12,000円のシルバーパスを購入し、助成金申請対象外にもかかわらず助成金申請をする方が見受けられるため、引き続き助成制度の内容を分かりやすく周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	２３区で初の実施となることから、申請方法や支給方法について綿密な検討・準備を行っていく必要がある。	十分な検討・準備を行い、当初の予定どおり、混乱なく申請受付を行うことができた。	都のシルバーパスICカード化に対応できるよう、都の動向を見ながら、助成金申請手続きの見直しを行う。
②	新規事業のため、区報・区ホームページや町会掲示板等の様々な広報手段を活用し、事業の周知を行っていく。	事業を周知するために区報や区ホームページ、区営掲示板・町会掲示板等で積極的に広報を行った。	引き続き区報・区ホームページや町会掲示板等の広報手段を活用するとともに、都や東京バス協会と連携して周知を行う。
③			

他区の実施状況	（実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	令和07年06月会議　東京都シルバーパス購入費助成事業について 令和07年06月会議　東京都シルバーパス購入費用助成事業のうち事業経費等について 令和07年06月会議　高齢者の外出支援について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-53	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者スマートフォン購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	千葉	内線	2678

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-22	高齢者スマートフォン購入助成事業費

事務事業の種類	● 新規事業 （ ○ 8年度 ● 7年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	令和 7 （ 2025 ） 年度	根拠法令等	荒川区高齢者スマホ購入費助成金交付要綱
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的

対象スマートフォンを初めて購入する高齢者に対し、当該購入に関する費用の全部又は一部を助成することにより、行政のデジタル化が急速に進む中においても、高齢者のデジタルデバイドの解消を図り、区民生活の向上に寄与する。

対象者等

①申請時に荒川区内に住所を有する、満65歳以上の者
②協力店舗において、初めて対象のスマートフォンを購入した者
③指定のアプリのインストール及び東京都LINE公式アカウントの友だち追加を行った者

内容

（１）助成方法
（ア）助成希望者が、各通信キャリアの協力店舗でスマホを購入する。
（イ）協力店舗が、助成希望者にスマホの基本操作について講習を実施する。
東京都公式アプリ・東京都LINE公式アカウント（友だち登録）及び
区が指定する荒川区防災アプリをインストール及び登録する。
（ウ）助成希望者が、協力店舗にて助成金交付を電子申請し、区が審査の上、助成金を交付する。
（２）助成額　上限３０，０００円

経過

令和７年１１月　　事業開始

必要性

高齢者の生活の利便性の向上及びデジタルデバイドの解消の促進の観点から必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

区で申請（電子）を受け付け、必要書類を確認のうえ、スマートフォン購入費用の助成を行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	補助件数			289	333	333	
②							
③							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
8年度	9年度	
推進	推進	高齢者のデジタルデバイドの解消は、生活の利便性の向上にもつながり、必要性が高いことから引き続き推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額						10,000	10,000
決算額（8年度は見込み）						7,586	10,000

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	補助件数						289	333

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	周知用チラシ等作成費用	8	需用費	周知用チラシ等作成費用	10
			その他の補助金	スマートフォン購入費助成金	7,578	その他の補助金	スマートフォン購入費助成金	9,990

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	0	817	817	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	9	9	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	10,000	10,000
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	7,578	7,578	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	10,000	10,000
	賞与・退職給与引当金繰入額		84	84	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	1,512	1,512
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	8,488	8,488	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	1,512	1,512
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	1,512	1,512

備考	補助費等はスマートフォン購入費助成金の支出分である。また、都支出金は高齢者施策推進区市町村包括補助金である。
問題点・課題	○助成対象要件の確認・スマホの購入・助成金の申請を協力店舗にて行うため、書類の不備や誤入力等が発生している。協力店舗(キャリア事業者)に対して、助成制度の正しい理解や店舗内での情報共有等を促し、効率的に運用を進められるよう連携を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報、区ホームページ、窓口等を活用し、広く事業の周知を図る。また、協力店舗による事業の周知も依頼する。	事業を周知するために区報や区ホームページ、町会等様々な手段で積極的に広報を実施した。協力店舗でも対象者への案内をしていただいた。	引き続き様々な広報手段を活用し、周知を図っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区）
	実施区→千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、江戸川区 未実施区→中央区、江東区、品川区、目黒区、練馬区、足立区、葛飾区
議会質問状況（要旨）	令和07年11月会議　高齢者のスマホ購入費助成金交付事業について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-03-54	戦略プラン	○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	高齢者デジタルデバイド解消事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	成瀬
		担当者名	小野澤	内線	2677

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-23	高齢者デジタルデバイド解消事業費

事務事業の種類	● 新規事業 （ ● 8年度 ○ 7年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	令和 8 （ 2026 ） 年度	根拠法令等	
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援

目的	区内にデジタル活用支援員を配置した相談窓口を設置することにより、高齢者でスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器を持たない人や、それらの操作に不慣れな人について、経済や情報格差の解消に取り組み、高齢者の生活の質の向上や社会参加を促進する。
対象者等	区内に住所を有する満65歳以上の者
内容	区内指定施設にデジタル活用支援員を各1名以上配置し、端末操作や行政サービスの電子申請、電話・メール・LINE等の全般的な相談に個別対応する。また、各会場にスマートフォン、タブレット端末等を配置し、実機での操作体験（通話・メール・コミュニケーションアプリの利用等）を提供する。
経過	令和８年４月　区内ふれあい館４館で事業開始
必要性	デジタルデバイドの解消により、行政手続きの利便性向上、社会参加の促進による地域での孤立防止等の効果が期待でき、必要性は高い。
実施方法	（ 3委託 ）　（ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	相談件数				2,064	2,064	各年度３月末現在
②							
③							

事務事業の分類 8年度	9年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	高齢者のデジタルデバイドの解消は生活の利便性の向上や社会参加の促進につながることから本事業を推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額						－	19,826
決算額（8年度は見込み）						－	19,826

実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	相談件数							2,064

予算・決算の内訳

令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						委託料	スマホ相談会窓口運営委託料	19,826

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額
行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0	0	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	0	0	0
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	0	0	0

備考	
問題点・課題	周知方法について検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む具体的な改善内容	令和7年度に実施した改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			区報及び区ホームページに掲載するとともに、他部署等との連携も図り、対象者に広く周知する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 15 区 未実施 0 区 不明 7 区）
	千代田区、港区、新宿区（町会向け出張サポート）、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区

議会質問状況（要旨）	